

ディスクロージャー

2025

尾道市農業協同組合

目 次

ごあいさつ	1
経営理念・経営方針	2
自己改革工程表	3
事業の概況（令和6年度）	6
農業振興活動	7
地域貢献情報	8
リスク管理の状況	10
自己資本の状況	16
主要な業務の内容	17
【 経営資料 】	
Ⅰ. 決算の状況	22
Ⅱ. 損益の状況	48
Ⅲ. 事業の概況	50
Ⅳ. 経営諸指標	63
Ⅴ. 自己資本の充実の状況	64
Ⅵ. J A尾道市の概要	85

☆ 「ディスクロージャー2025」は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明資料）です。

※ 各ページの数値について、単位未満切り捨てのため、計とその内訳の合計額は一致しない場合があります。

ごあいさつ

組合員並びに地域の皆様には、平素よりＪＡ尾道市の各事業に対しまして格別のご支援ご協力を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度の世界情勢は、世界各地での武力衝突の終結へ向けた見通しが立たなかったことに加え、アメリカのトランプ大統領が打ち出した政策により世界経済に大きな混乱が生じたことで先行きの不透明感が高まりました。

国内情勢では前年度に続き大幅な賃金の引き上げが行なわれたものの、「令和の米騒動」を始めとした様々な品目における物価上昇の繰り返しに追いつくことができず、家計の逼迫感は増加しました。

国内農業においては、統計史上最高となった猛暑の影響によりほとんどの品目で生産量が減少しました。米については 6 年ぶりに増加に転じたものの、野菜・果樹については生育不良による収穫量の減少や品質の低下が顕著になりました。また、生産資材価格の高止まりや野生鳥獣による農作物被害の増加など、農業生産現場においては厳しい状況が続きました。

こうしたなか、ＪＡ尾道市では「第 7 次中期経営計画」及び「第 6 次営農振興計画」に基づき、水稻多収性品種の導入拡大や農産物出荷協議会会員の拡大、特産加工品の販売強化のほか、猪捕獲器の寄贈や鳥獣防護柵等の設置助成など農業者の所得増大・農業生産性の拡大に向けた取り組みを行いました。その結果、「因島のはっさくゼリー・シャーベット」は 537 万個を供給することができ、農産物直売所「ええじゃん尾道」は 15 億 3 千万円と昨年を大きく上回る売上高を達成することができました。しかしながら、経営面においては厳しい農業情勢に加え信用・共済事業の収益の減少、経済事業の恒常的な赤字、職員数の減少など多くの課題に直面しており、経営基盤の強化・確立が喫緊の課題となっております。

令和 6 年度の事業報告といたしましては、当期剰余金として 3 億 2 千万円を計上することができました。また、自己資本比率につきましては、18.80%と引き続き経営の健全性が確保できております。

今後もＪＡ尾道市は更なるコンプライアンス態勢の充実強化・内部牽制機能の強化を図るとともに、協同組合としての社会的責任を果たすべく経営基盤の確立と健全性の確保に取り組み、役職員と組合員の皆様が一体となった総合力で地域に愛され必要とされるＪＡを目指してまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月

尾道市農業協同組合

代表理事組合長 村上 俊二

経営理念

J A尾道市では、農業、農村、地域社会を支え、J Aの役割と特徴を発揮することにより、組合員をはじめとする利用者・地域住民・消費者と共に「共生」できる真に豊かな社会を実現するため、地域に永続的に貢献できるような組織再編の実践と各事業部門の充実強化を図り、コンプライアンス態勢の強化を行い経営の確立を目指します。そして、組合員利用者の負託に応え得るサービスの提供並びに満足度の向上に努めます。

また、農業の基本理念といたしましては、「人を育む」「農を育む」「地域を育む」を掲げ、積極的な活動を展開いたします。

経営方針

1 農業所得の増大、農業生産の拡大

- (1) J Aの総合力を発揮して、組合員の経営形態に応じた支援強化に取り組む。
- (2) 重点品目の産地づくりや「1県1農場」の実現に向け、生産部会組織の強化に取り組む。
- (3) 地域ブランドの強化を図り、農業者の所得向上に取り組む。
- (4) 省力・低コスト栽培技術の普及や他業態に負けない生産資材価格の実現に取り組む。
- (5) 新規就農者への一貫した支援体制の構築と集落営農の組織化支援に取り組む。
- (6) 専門性の高い営農指導員の確保に向け、業務体制の拡充と人材育成に取り組む。

2 地域の活性化

- (1) 「1支店1協同活動」の実践により安心して暮らせる地域社会の実現に向けた役割の発揮に取り組む。
- (2) 地域におけるコミュニティの拠点として、助けあい組織等と協力して高齢者の生活支援活動強化に取り組む。
- (3) 支店等を中心とした協同活動や学習活動を通じて、地域農業や協同組合の理念への理解を深めるよう取り組む。

3 自己改革を進めるための経営基盤の充実強化

- (1) コンプライアンスを経営の最重要課題とし、リスク管理体制の充実と組織体制の整備を進め不祥事未然防止に継続して取り組む。
- (2) 役職員と組合員、地域住民が一体となって組合員組織活動や支店協同活動の積極的な展開に取り組む。
- (3) 支店や事業所・店舗等の統廃合により遊休となった資産の必要性及び安全性を考慮したうえで有効活用或いは計画的処分に取り組む。

J A尾道市自己改革工程表

J A尾道市は、組合員に必要とされる組合をめざして「農業者の所得増大」・「農業生産の拡大」・「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に役職員一丸となり取り組んでまいりました。特に生産販売組織を中心とした共選共販による有利販売、さらには産直市「ええじゃん尾道」を核にした地産地消の拡大や支店単位の感謝祭の開催を始めとした組合員や地域とのふれあいなど、皆様の期待に応えるべく取り組みを進めてまいりました。

令和7年度からは自己改革実践サイクルの取り組みを強化し、農業者の所得増大に向けて多収性品種の導入拡大・農産物直売所出荷協議会の拡大に引き続き取り組むほか、経営基盤強化や組合員との対話・意思反映の取り組みを進めることで「不断の自己改革」によるさらなる進化を目指しております。

第8次中期経営計画に基づき、組合員と利用者のニーズに応え、これからも地域になくはならないJ Aであり続けるために、持続可能な経営基盤を構築し総合事業を基本とする「不断の自己改革」を実践し続けてまいります。

自己改革を実践するための具体的な方針【下線項目はKPIを設定】

- 1 訪問活動や座談会の開催を通じて組合員のニーズを的確に把握し、実現可能なところから着実に取り組みます。
- 2 農業者の所得の増大・農業生産の拡大及び地域の活性化にむけ以下の項目を重点事項とし取り組みます。
 - ① 水稻多収性品種(つきあかり・にじのきらめき)の導入拡大による収量増加
 - ② 農産物直売所出荷協議会会員の拡大
 - ③ 農業塾の開催による地域農業振興の拡大
- 3 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることでPDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向け総員外務日を利用した組合員の皆様との対話や地区座談会のみならず、利用者アンケートなどを実施することで組合員の皆様や地域の方々的心声を聴き、皆が一体となったJ A運営を図ります。

また、地域農業や地域経済の発展を農業者と共に支えるパートナーであり農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用においては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」に繋がるよう取り組みます。

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

今後のJ A尾道市を取り巻く事業環境は、就農者の高齢化や担い手不足、鳥獣被害や耕作放棄地の増加など厳しい農業情勢に加え経済事業の恒常的な赤字が続く状況にあります。こうした情勢の中、J A尾道市として現状のまま事業改革を進めなかった場合の5年後の成り行きについてシミュレーションを行ったところ、2年後には事業利益が赤字となる見通しとなりました。

購買事業・販売事業の収支改善を中心に各事業の機能集約による効率化、人員の適正配置などを中心とした様々な改善策等を講じ、早期警戒制度を踏まえた健全で持続性のある経営を確保することが喫緊の課題となっています。

- ・購買事業の収支改善として、次のことに取り組めます。
 - ア はっさくゼリー・シャーベットの販売強化
- ・販売事業の収支改善として、次のことに取り組めます。
 - ア ええじゃん尾道の売上高拡大

JA尾道市自己改革工程表(数値編)

重点目標

成果指標・目標値

農業者の所得増大・農業生産の拡大

水稲多収性品種(つきあかり・にじのきらめき)導入による収量増加			令和7年度	令和8年度	令和9年度
対象者:担い手経営体等の水稲生産者			目標	目標	目標
令和9年度	750t	+9.5%/10a	360t	600t	750t
農産物直売所出荷協議会会員の拡大			令和7年度	令和8年度	令和9年度
対象者:多様な担い手など			目標	目標	目標
令和9年度	970人	900,000円/人	950人	960人	970人

地域の活性化		令和7年度	令和8年度	令和9年度
農業塾の開催による地域農業振興の拡大		目標	目標	目標
令和9年度	50人	50人	50人	50人

経営基盤の確立・強化		令和7年度	令和8年度	令和9年度
購買事業の収支改善		目標	目標	目標
令和9年度	はっさくゼリー・シャーベットの販売強化(550万個)	540万個	545万個	550万個
販売事業の収支改善		目標	目標	目標
令和9年度	ええじゃん尾道の売上高拡大(販売品売上高13.8億円)	13.4億円	13.6億円	13.8億円

対話・意思反映

項目	令和6年度計画	令和6年度実績	令和7年度計画
総員外務日を利用した組合員(正・准)との訪問・対話(回数)	12回	12回	12回
集落座談会(回数、出席人数)	11回、4,890人	10回、304人	10回 3,420人
産直市アンケート(人数)	正10人 准90人	正34人 准10人 員外156人	正50人 准50人

JA尾道市自己改革工程表(数値編)

重点目標

成果指標・目標値

農業者の所得増大・農業生産の拡大

水稻多収性品種(つきあかり・にじのきらめき)導入による売上増加			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
対象者: 担い手経営体等の水稻生産者	想定	売上増加効果	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和6年度	720t	21,270円/10a	558t	451t (81%)	585t	363t (62%)	720t	279t (39%)
主力品目の秀品率向上による売上増加			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
対象者: 担い手経営体や中核的担い手など	想定	売上増加効果	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和6年度	72%	5.52円/kg	70%	69%	71%	66%	72%	60%
農産物直売所出荷協議会会員の拡大			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
対象者: 多様な担い手など	想定	売上増加効果	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和6年度	945人	810,000円/人	885人	883人 (100%)	915人	933人 (102%)	945人	945人 (100%)
地域の活性化			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
農業塾の開催による地域農業振興の拡大			目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和6年度	50人		50人	43人 (86%)	50人	29人 (58%)	50人	36人 (72%)
経営基盤の確立・強化			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
購買事業の収支改善			目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和6年度	はっさくゼリー・シャーベットの販売強化(550万個)		450万個	521万個	500万個	561万個	550万個	537万個
販売事業の収支改善			目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和6年度	ええじゃん尾道の売上高拡大 (販売品売上高11.7億円)		11億円	10.9億円	11.4億円	12.0億円	11.7億円	12.9億円

対話・意思反映

項目	令和6年度計画	令和6年度実績
総員外務日を利用した組合員(正・准)との訪問・対話(回数)	12回	12回
地区座談会(回数、出席人数)	11回、4,890人	10回、304人
広報誌アンケート(人数)	正50人 准50人	正151人 准15人 員外6人
産直市アンケート(人数)	正10人 准90人	正34人 准10人 員外156人

事業の概況（令和 6 年度）

令和 6 年度の世界情勢は、世界各地での武力衝突の終結へ向けた見通しが立たなかったことに加え、アメリカのトランプ大統領が打ち出した政策により世界経済に大きな混乱が生じたことで先行きの不透明感が高まりました。

国内情勢では前年度に続き大幅な賃金の引き上げが行なわれたものの、「令和の米騒動」を始めとした様々な品目における物価上昇の繰り返しに追いつくことができず、家計の逼迫感は増加しました。

国内農業においては、統計史上最高となった猛暑の影響によりほとんどの品目で生産量が減少しました。米については 6 年ぶりに増加に転じたものの、野菜・果樹については生育不良による収穫量の減少や品質の低下が顕著になりました。また、生産資材価格の高止まりや野生鳥獣による農作物被害の増加など、農業生産現場においては厳しい状況が続きました。

こうしたなか、JA 尾道市では「第 7 次中期経営計画」及び「第 6 次営農振興計画」に基づき、水稻多収性品種の導入拡大や農産物出荷協議会会員の拡大、特産加工品の販売強化のほか、猪捕獲器の寄贈や鳥獣防護柵等の設置助成など農業者の所得増大・農業生産性の拡大に向けた取り組みを行いました。その結果、「因島のはっさくゼリー・シャーベット」は 537 万個を供給することができ、農産物直売所「ええじゃん尾道」は 15 億 3 千万円と昨年を大きく上回る売上高を達成することができました。しかしながら、経営面においては厳しい農業情勢に加え信用・共済事業の収益の減少、経済事業の恒常的な赤字、職員数の減少など多くの課題に直面しており、経営基盤の強化・確立が喫緊の課題となっております。

JA の使命である地域農業振興に引き続き取り組むため、金融庁から示された早期警戒制度への対応として「持続可能な収益性及び将来にわたる健全性の確保」に向け「支店機能の再編整備」「営農経済事業の見直し」などの改革を進めるとともに、食と農を支え社会からの要請に応えていくため必要な事業・活動を展開し組合員・地域社会に貢献してまいります。

令和 6 年度の事業収益では、事業総利益が 33 億 5 千万円、事業利益は 3 億 4 千万円、経常利益は 5 億 4 千万円、当期剰余金は 3 億 2 千万円を計上することができました。

また、自己資本比率については、18.80%となり財務の健全性は引き続き確保しております。

信用事業総利益	16 億 1,814 万円
共済事業総利益	9 億 1,485 万円
購買事業総利益	4 億 9,660 万円
販売事業総利益	2 億 791 万円

農業振興活動

1. 営農及び生活指導事業

令和6年度は第6次営農振興計画の最終年度にあたり、持続的農業への変革とSDGsをはじめとする豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて、JA尾道市の農業基本理念である「人を育む」「農を育む」「地域を育む」を継承し、地域の核となる担い手への対応・営農指導の強化に努めました。

事業実施結果

① 農畜産物の生産振興

- ア 品目別生産者台帳を整備し生産振興に取り組みました。
- イ 米の主要品種並びに業務用米の安定多収生産技術確立に取り組みました。
- ウ 生産部会の活動支援を行い生産及び販売強化に取り組みました。
- エ 農産物直売所の出荷者支援に取り組みました。
- オ 気候変動に対応した生産技術の確立に取り組みました。

② 担い手の育成・支援

- ア 地域農業をリードする担い手の対応強化に取り組みました。
- イ 農作業の省力化支援に取り組みました。
- ウ 農業塾・専門塾の開催により新たな担い手の確保・育成に取り組みました。
- エ 就農希望者の就農相談から営農定着までの支援体制構築に取り組みました。

③ 営農指導体制の充実

- ア 営農センターを核とした、出向く営農指導強化に取り組みました。
- イ 営農指導員資格認証の増員に取り組みました。
- ウ 営農指導員の活動と成果を共有し、資質向上に取り組みました。

地域貢献情報

1. 組合員数・出資金額

(単位：人,百万円)

	組合員数	出資金額
正組合員	15,636	1,994
准組合員	13,217	936

2. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金残高

248,565 百万円

(2) 貯金商品

- ▽懸賞品付定期貯金「生活応援定期」(令和6年6月～令和7年1月)
- ▽金利優遇定期貯金「かえってきた! でっかい増」(令和6年6月～令和6年8月)
- ▽金利優遇定期貯金「スーパーでっかい増! 冬」(令和6年10月～令和7年1月)

(3) その他

- ▽偽造証書等により、第三者が貯金を不正に引き出すといった犯罪を防止するため、改ざん防止定期証書への切り替えを進めました。
- ▽特殊詐欺(振り込め詐欺・なりすまし詐欺)等の未然防止について、警察と連携し「警察通報システム」の効果的な活用と振込犯罪未然防止の窓口訓練により窓口での未然防止を図りました。

3. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金の残高

32,888 百万円

主な貸出先	(単位：百万円)
組合員等	27,405
地方公共団体	5,298
その他	183

(2) 制度融資取扱状況

- ▽農業近代化資金 等

(3) 融資商品

- ▽マイカーローン・住宅ローン・リフォームローン・営農ローン・教育ローン等

4. 社会的責任

- ▽市・町の行事への参画
- ▽助け合い組織「ひだまり会」並びに「ホットプラザ笑顔」の健康管理活動
- ▽特殊詐欺（振り込め詐欺・なりすまし詐欺）の未然防止活動
- ▽消防団・P T A・体協等職員個々が地域活動へ積極的に参画
- ▽尾道市との災害時応援協定を締結

5. 地域貢献情報

- ▽学校給食への地元産物・加工品の提供
- ▽農業塾の開催
- ▽小学校へ教科書本の寄贈
- ▽公衆衛生協議会等へ鳥獣対策用猪捕獲器の寄贈
- ▽交通事故未然防止カーブミラーの寄贈
- ▽子供たちの遊び場確保・災害・交通事故未然防止のため公園へフェンスを寄贈
- ▽地域の幼稚園・保育所・小学校児童へ野菜栽培等の食農教育

6. 情報提供活動

- ▽ええJ A ん！おのみち（月刊広報誌）の発行
- ▽F M おのみち・ちゅピ COM おのみちを通じての情報発信
- ▽ホームページでの情報発信
- ▽S N S（Instagram、LINE）での情報発信
- ▽全職員総員外務（訪問）日の実施
- ▽J A 産直市にてデジタルサイネージを活用した情報発信

リスク管理の状況

1. リスク管理体制等

【リスク管理基本方針】

組合員・利用者の皆様に安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理の基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理課を設置し各支店等と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適

切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、事務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、更にコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

リスク管理の基本方針

制定 平成13年3月27日

改正 令和5年5月10日

当組合のリスク管理の基本方針は、以下のとおりとする。

1. 各部門の目標

各部門の設定した事業計画目標の遂行にあたっては、リスク管理を重視します。

2. 取扱金融商品及び利用者

金融商品及び利用者の範囲については、金融商品の勧誘方針、定款、信用事業規程及び余裕金運用規程を遵守します。

3. リスク限度額の設定

- (1) 理事会で決定した余裕金運用基本方針及び信用供与限度額を遵守します。
- (2) 余裕金運用規程、余裕金運用等にかかるリスク管理手続、融資規程及び各種融資要項の諸規程・事務手続等を遵守します。

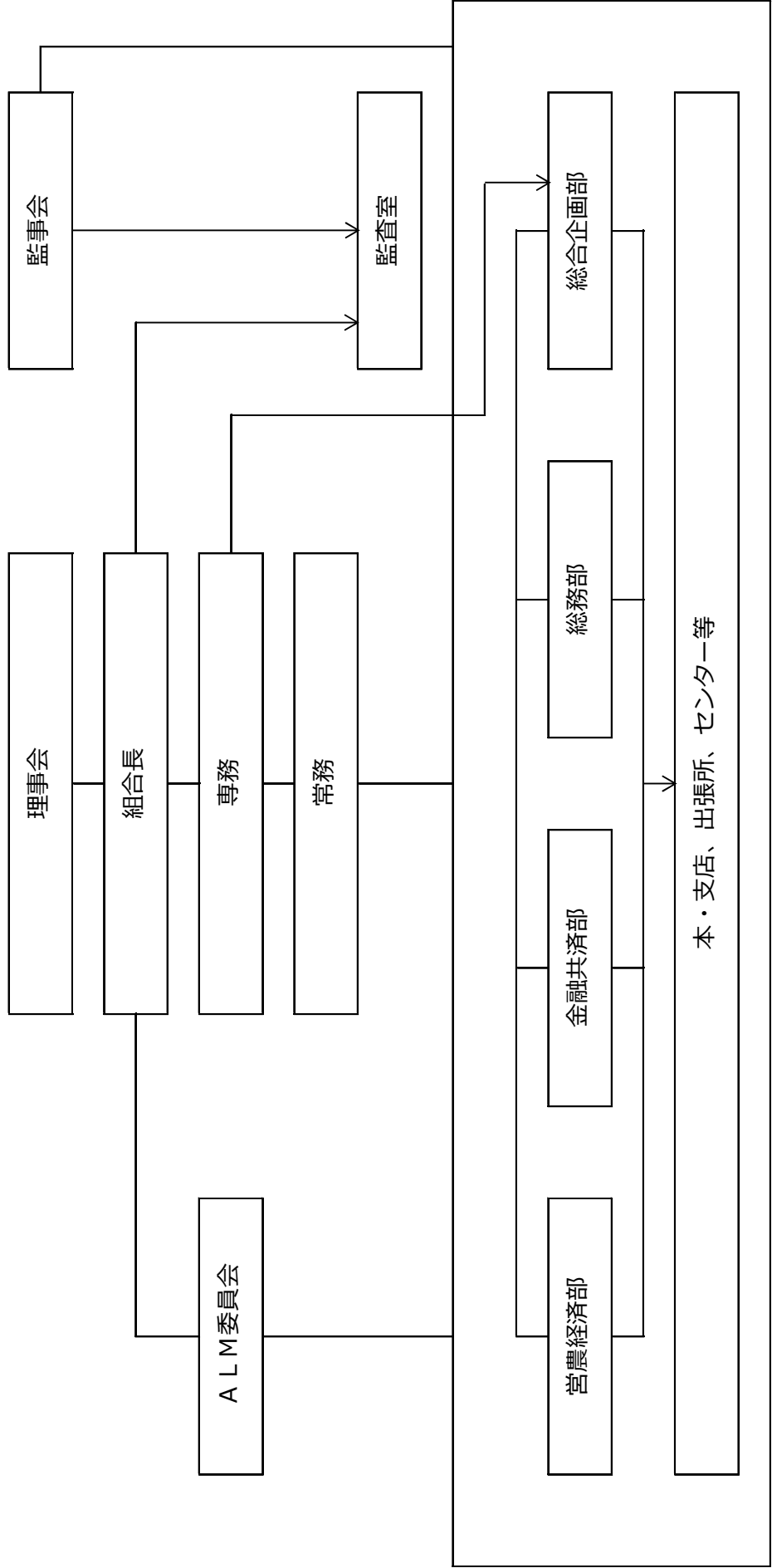
4. リスク管理の体制と権限

- (1) リスク管理体制は、「JA 尾道市リスク管理体制」図のとおりとします。
- (2) 内部牽制組織については、以下の諸規程等を遵守し牽制機能を発揮します。
 - ① 経営管理規程
 - ② 余裕金運用等にかかるリスク管理手続
 - ③ 経理規程
 - ④ 事務リスク管理規程
 - ⑤ 各種事務手続
- (3) 内部監査
内部監査規程及び内部監査計画に基づき実施します。

5. リスク測定

- (1) 「資産査定規程」に基づき基準日現在の資産査定を実施し、「資産の償却・引当基準」に基づき適正な償却・引当を行います。
- (2) 「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づき、有価証券等の評価を行い、定期的に理事会に報告します。
また、農協法に基づく開示債権については、理事会において不良債権の処理方針を決定するとともに、処理状況を理事会に報告します。

J A尾道市 リスク管理体制



2. 法令等遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

制定 平成12年3月21日

改正 令和6年7月26日

J A尾道市は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

J A尾道市は、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

<基本方針>

- 1 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 1 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 1 当組合は、農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 1 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 1 社会の秩序や安全に脅威を与えるマナー・ローダリング等及び反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

【コンプライアンス運営体制】

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、本店・各支店・各事業所を苦情・相談等の対応窓口とするとともに、本所に苦情統括部署として「苦情等受付窓口」を設置しています。

3. 金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

<当JAの苦情等受付窓口>

受付時間：午前9時から午後5時（金融機関の休業日を除く）

○ 各支店（電話番号はVI.JA尾道市の概要 8.店舗一覧をご覧ください）

○ 本所

- | | | |
|----------------|--------------|-------------------|
| ・信用事業に関する内容 | 金融共済部 金融課 | （電話：0848-23-3323） |
| ・共済事業に関する内容 | 金融共済部 共済課 | （電話：0848-23-3301） |
| ・上記以外の事業に関する内容 | 総合企画部 リスク管理課 | （電話：0848-23-3331） |

(2) 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

■ 信用事業

広島弁護士会仲裁センター（電話：082-225-1600）

※受付時間については、お休みの場合もございますので予めご確認をお願いいたします。

(1) の窓口又はJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内）、（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、上記の弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

■ 共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

(1) の窓口にお問い合わせください。

4. 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAのすべての事業所を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

1. 自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 7 年 3 月末における自己資本比率は、18.80%となりました。

2. 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	尾道市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	15,572 百万円 (前年度 15,255 百万円)

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成 19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的又は量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

主要な業務の内容

1. 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

(1) 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用頂いています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用頂けます。

◇ 主なJA貯金のご案内

種類	特色	期間	預入単位		
総合口座	一冊の通帳に「貯める、受け取る、支払う、借りる」という4つの機能を備えている。	自由	1円以上 1円単位		
普通貯金	いつでも出し入れ自由! カードでの入金・出金もOK!	自由	1円以上 1円単位		
貯蓄貯金	お預け入れの残高に応じて、利率が5段階で適用されます。 カードでの入金・出金もOK!	自由	1円以上 1円単位		
当座貯金	付利禁止 口座開設の際は信用調査が必要 払戻しは小切手、手形のみ	自由	1円以上 1円単位		
通知貯金	1ヵ月未満の短期運用	自由	50,000円以上 1円単位		
自由金利型定期貯金 (スーパー定期)	多様な貯金ニーズに応えられる 3年・4年・5年物の定型方式と、3年超5年未満の期日指定方式があり、後者は半年複利で個人に限定	1ヵ月	1,000円以上		
自由金利型定期貯金 (スーパー定期300)		3ヵ月	1円単位		
		6ヵ月	300万円以上 1円単位		
		1年			
		2年			
3年					
自由金利型定期貯金 (大口定期)	4年	同上	1,000万円以上 1円単位		
	5年				
	単利物のみ				
	複利商品の為個人に限定 受入れは300万円まで 据置期間(1年)経過後、元金の一部支払可			最長3年	1,000円以上 1円単位
	変動金利型定期貯金			3年もの定型方式のみ半年複利(個人限定) 約定利率の変更は、6ヵ月毎の応答日に自動的に 行われる。	1年以上 3年未満

種類	特色	期間	預入単位
譲渡性貯金	付利単位 1,000 万円 中途解約不可 貯金者が必要に応じて第三者に譲渡できる。	2 週間以上 2 年以下	1,000 万円以上 1 円単位
定期積金	無理なく貯める貯蓄商品	6 ヶ月以上 96 ヶ月以内	1,000 円以上 1 円単位
積立定期貯金 (満期指定型)	契約時に満期日を指定し積立を行う商品 総合口座に担保設定できない。	1 年以上 10 年以内	1,000 円以上 1 円単位
積立定期貯金 (エンドレス型)	積立期間や満期日の定めがないエンドレス方式 の商品です。 積立残高の一部支払が可能	1 年以上	1,000 円以上 1 円単位
財形貯蓄 (一般・住宅・年金)	財形年金・住宅は合計で 550 万円まで非課税		1,000 円以上 1 円単位
決済用貯金	「無利息・要求払い・決済サービスを選択できる」という 3 要件を満たすもの	自由	1 円以上 1 円単位

(2) 融資業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇ プランに合わせたローン

種類	特色	期間	融資金額
住宅ローン	お住まいの新築、増改築をはじめ、中古住宅の購入や宅地（5 年以内に新築、居住の予定があること）の購入・借換資金などにご利用頂けます。	3 年以上 50 年以内	20,000 万円以内
リフォームローン	住宅の増改築、改装、補修などにご利用頂けます。	1 年以上 20 年以内	1,500 万円以内
教育ローン	お子様の進学を J A が応援します。入学金、授業料の他、下宿代などにもご利用できます。	6 ヶ月以上 15 年以内	証書貸付型 1,000 万円以内
マイカーローン	マイカーの購入及び他の金融機関からの借換資金などにご利用できます。	6 ヶ月以上 15 年以内	1,000 万円以内
賃貸住宅ローン	組合員の土地有効活用を目的として、賃貸住宅（店舗併用賃貸住宅を含む）の建設、増改築及び補改修に必要な資金をご融資いたします。	1 年以上 35 年以内	40,000 万円以内

◇ 農業資金関連のローン

種類	特色	期間	融資金額
J A 営農支援資金	農業に関連した資金にご利用頂けます。	15 年以内	個人 3,600 万円以内 法人 7,200 万円以内

上記各種ローンは融資対象が限られる場合や一定の基準を満たす必要のある場合があります。また、ローンのご利用に際しましては無理のない計画的なお借入れ、並びにご返済にご留意ください。お借入れ条件、ご返済方法など詳細につきましては融資窓口にて詳しくご説明、ご相談させていただきます。お気軽にお問い合わせください。

(3) 為替業務

全国の J A ・ 信連 ・ 農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできます。

◇ 為替の取り扱い種類

種類	内容
振込・送金	本支店はもとより全国の各金融機関の本支店に安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りやご商売の送金などに大変便利です。
代金取立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にはお取り立てのうえ口座にご入金いたします。
給与振込	毎月の給料やボーナスがおお客様の口座に自動的に振り込まれます。給料日が出張や休暇中でも安心です。
口座振込（受取）	一度の手続きで年金や株式配当金などが指定口座に自動的に振り込まれます。期日忘れや紛失・盗難などの心配もなく、安全・確実な受け取りができます。
口座振替（支払）	N H K 受信料・電話・電気・ガス・水道料金、学校授業料、各種公金・クレジットなどが指定口座から自動的に引き落とされます。一度の手続きで確実な支払いができます。

(4) 国債窓販業務

新窓販国債や個人向け国債の窓口販売の取り扱いをしています。

(5) その他業務

当 J A では、オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国の J A での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

① 年金相談

組合員・地域住民の高齢化が進むなか、当JAでは専門の社会保険労務士による年金相談を行っています。年金についての勘違い、もらい忘れの年金など、皆様の疑問やご相談に的確にお答えします。

② JAカード

ショッピングもレジャーも、サインひとつで便利にご利用いただけます。また、JAならではのクレジットカードであり、多彩なサービスが利用できます。

また、キャッシュカードと一体型のICカードで、利便性と安全性を図っております。

(6) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

JA尾道市の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

① 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

② 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和6年3月末における残高は1,651億円となっています。

③ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

④ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和6年3月末現在で4,785億円となっています。

2. 共済事業

J A 共済は、協同組合の活動と事業を通じて、組合員・利用者の豊かなくらしと活力ある地域社会の実現に貢献します。

そのため、「組合員・利用者とともに歩み続ける J A 共済・協同の力で広げる安心の輪」をスローガンに掲げ、組合員・利用者への最適な保障・サービス等の提供を通じて、利用者満足度の向上に努めています。

3. 営農生活指導事業

営農振興計画に則り、豊かで暮らしやすい地域社会の現実に向けて、J A 尾道市の農業基本理念である「人を育む」「農を育む」「地域を育む」を継承し、地域の核となる担い手対応・営農指導の強化を図っています。

また、女性部等組合員組織を中心に SDGs に関する取り組みを展開しています。

4. 購買事業

農業生産に必要な肥料・農薬などの生産資材の供給や、お米・食品を中心に、電化製品・燃料といった日常生活に必要な商品を幅広く供給しています。

また、はっさくゼリー・シャーベットを中心とした農産物加工品の拡販に努めています。

5. 販売事業

農畜産物の消費動向の変化に対応するため、生産販売情報の収集と共有を図り、生産販売組織・農産物直売所出荷協議会・農業法人等と連携し、需要に応じた生産・販売体制の強化により農業者の所得増大に努めています。

6. 高齢者福祉事業

J A の高齢者福祉事業は、地域を支え地域から支持される福祉事業を目指し、「老後を住み慣れた地域で一日も長く、安心して送ることができる」よう組合員、組合員家族をサポートするという観点だけではなく、将来の組織基盤づくりの観点から介護保険事業を進めています。

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

資産			負債及び純資産		
科目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)	科目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
信用事業資産	252,821,053	250,060,547	信用事業負債	252,888,965	249,674,797
現金	1,311,551	1,293,205	貯金	252,057,762	248,565,650
預金	207,479,456	202,880,152	借入金	42,972	43,581
系統預金	207,479,411	202,880,035	その他の信用事業負債	788,230	1,065,566
系統外預金	45	116	未払費用	3,163	50,096
有価証券	10,787,929	12,788,420	その他の負債	785,067	1,015,469
貸出金	33,032,148	32,888,318	共済事業負債	803,800	821,093
その他の信用事業資産	226,335	226,544	共済資金	317,785	349,941
未収収益	152,919	185,487	未経過共済付加収入	478,810	465,020
その他の資産	73,415	41,057	その他の共済事業負債	7,205	6,131
貸倒引当金	▲16,367	▲16,093	経済事業負債	627,771	630,356
共済事業資産	10,111	10,610	経済事業未払金	470,597	452,190
未収共済付加収入	0	1,007	経済受託債務	157,174	178,165
その他の共済事業資産	10,111	9,603	雑負債	473,418	474,906
経済事業資産	1,058,307	986,994	未払法人税等	85,844	94,661
受取手形	16,340	12,439	資産除去債務	56,895	56,963
経済事業未収金	611,646	588,575	その他の負債	330,679	323,281
経済受託債権	7,120	6,114	諸引当金	681,216	636,930
棚卸資産	422,949	378,551	賞与引当金	142,354	134,226
購買品	337,223	276,100	退職給付引当金	495,371	480,348
その他の棚卸資産	85,726	102,451	役員退職慰労引当金	43,490	22,355
その他の経済事業資産	7,038	7,034	再評価に係る繰延税金負債	1,131,488	1,125,213
貸倒引当金	▲6,788	▲5,721	負債の部合計	256,606,662	253,363,297
雑資産	299,685	277,540	組合員資本	15,332,084	15,651,217
雑資産	300,972	278,594	出資金	2,975,084	2,957,573
貸倒引当金	▲1,287	▲1,054	利益剰余金	12,379,448	12,719,858
固定資産	8,548,523	8,361,406	利益準備金	4,406,299	4,506,299
有形固定資産	8,530,673	8,348,732	その他利益剰余金	7,973,148	8,213,558
建物	7,563,689	7,573,204	任意積立金	7,099,204	7,446,851
機械装置	1,843,806	1,810,962	当期末処分剰余金	873,943	766,707
土地	5,794,496	5,826,725	(うち当期剰余金)	(419,324)	(326,537)
その他の有形固定資産	1,222,829	1,220,317	処分未済持分	▲22,448	▲26,214
減価償却累計額(控除)	▲7,894,148	▲8,082,477	評価・換算差額等	2,883,397	2,764,705
無形固定資産	17,849	12,674	土地再評価差額金	2,883,397	2,764,705
外部出資	11,870,330	11,870,325	純資産の部合計	18,215,482	18,415,922
系統出資	11,755,335	11,686,385	負債及び純資産の部合計	274,822,145	271,779,219
系統外出資	114,995	183,940			
繰延税金資産	214,133	211,795			
資産の部合計	274,822,145	271,779,219			

※単位未満切り捨てのため、計とその内訳の合計額は一致しない場合があります。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	科目	令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
事業総利益	3,495,768	3,357,388	その他の事業収益	44,331	45,952
事業収益	6,328,694	6,296,042	その他の事業費用	24,133	22,213
事業費用	2,832,925	2,938,653	その他の事業総利益	20,197	23,739
信用事業収益	1,921,489	1,910,361	農用地利用調整事業収益	297	275
資金運用収益	1,686,686	1,767,505	農用地利用調整事業費用	93	80
役務取引等収益	74,094	83,396	農用地利用調整事業総利益	203	194
その他経常収益	160,708	59,458	指導事業収入	16,054	20,907
信用事業費用	145,017	292,220	指導事業支出	68,963	63,407
資金調達費用	11,985	147,377	指導事業収支差額	▲52,909	▲42,500
役務取引等費用	25,096	26,712	事業管理費	3,147,727	3,015,867
その他経常費用	107,935	118,129	人件費	2,089,618	1,987,799
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲8,203)	(▲274)	業務費	321,644	319,782
信用事業総利益	1,776,471	1,618,140	諸税負担金	134,633	119,760
共済事業収益	1,025,658	983,180	施設費	573,620	569,165
共済付加収入	974,378	916,105	その他事業管理費	28,210	19,358
その他の収益	51,280	67,075	事業利益	348,040	341,520
共済事業費用	69,649	68,320	事業外収益	215,535	205,131
共済推進費	48,261	47,174	受取出資配当金	115,008	117,212
共済保全費	5,911	6,026	賃貸料	54,911	50,737
その他の費用	15,475	15,119	貸倒引当金戻入益	242	232
共済事業総利益	956,009	914,859	雑収入	45,374	36,948
購買事業収益	2,469,257	2,481,278	事業外費用	2,790	3,084
購買品供給高	2,426,363	2,443,379	寄付金	2,789	2,976
購買手数料	20,788	19,830	雑損失	1	108
その他の収益	22,105	18,068	経常利益	560,785	543,568
購買事業費用	2,014,463	1,984,675	特別利益	278,065	0
購買品供給原価	1,869,995	1,804,350	固定資産処分益	113,687	0
購買供給費	113,797	122,875	特別損失	296,307	131,103
その他の費用	57,091	57,450	固定資産処分損	37,001	180
(うち貸倒引当金繰入額)	(672)	(▲613)	減損損失	96,154	130,922
購買事業総利益	454,794	496,602	税引前当期利益	542,543	412,464
販売事業収益	577,730	586,862	法人税・住民税及び事業税	109,085	118,155
販売品販売高	315,247	309,882	法人税等調整額	14,133	▲32,227
販売手数料	226,639	243,367	法人税等合計	123,218	85,927
その他の収益	35,842	33,612	当期剰余金	419,324	326,537
販売事業費用	377,453	378,943	当期首繰越剰余金	354,273	347,413
販売品販売原価	306,269	301,316	土地再評価差額金取崩額	62,193	90,401
その他の費用	71,183	77,626	施税効果積立金取崩額	38,151	2,353
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲2)	(14)	当期末処分剰余金	873,943	766,707
販売事業総利益	200,276	207,919			
保管事業収益	22,685	19,264			
保管事業費用	7,208	4,633			
保管事業総利益	15,477	14,630			
利用事業収益	205,003	202,804			
利用事業費用	95,274	97,339			
利用事業総利益	109,728	105,465			
高齢者福祉事業収益	80,147	74,860			
高齢者福祉事業費用	64,628	56,523			
高齢者福祉事業総利益	15,518	18,337			

※単位未満切り捨てのため、計とその内訳の合計額は一致しない場合があります。

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

【令和5年度】注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- (2) その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品
 - ① 肥料・農薬
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - ② 上記以外の購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) その他の棚卸資産 貯蔵品のうち製品加工にかかる原材料
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
また、住宅ローン等の個人向け定型ローン等及び5,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定して金額を計上しています。
上記以外の債権（正常先及び要注意先）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。
- (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。
過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主（当組合）に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

9 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 214,180 千円（繰延税金負債との相殺前）
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。次年度以降の課税所得の見積りについては、令和6年3月に作成した合理化案実践後シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 96,154 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、経営環境などの組合の外部要因に関する情報や組合が用いている内部の情報にもとづき、資産グループ等の現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して合理的に見積もっており、また、割引率等についても一定の仮定を設定し算出しております。これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 24,443 千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,158,616 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 454,905 千円 機械装置 653,241 千円 その他 50,470 千円

2 担保に供している資産

定期預金 4,000,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 10,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 当期については、該当はありません。

理事及び監事に対する金銭債務の総額 当期については、該当はありません。

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

(単位：千円)

債権区分	金額(貸倒引当金控除前)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26,393
危険債権	1,384
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	27,777

○破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

○危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）

○三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの

○貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日・・・・・・・・・・・・・・・・平成 12 年 3 月 31 日

○再評価の方法は土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、合理的に算出しています。

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,012,879 千円

損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、共同利用施設（選果場・ライスセンター・育苗センター・米倉庫）については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

区分	場所	用途	種類 (科目)	減損損失額（単位：千円）			
				土地	建物	その他	計
稼働 資産	尾道市	営業用店舗等 6 か所	土地	53,391	-	-	53,391
	世羅町	営業用店舗等 3 か所	土地	4,334	-	-	4,334
遊休 資産	尾道市	遊休店舗等 9 か所	土地	36,495	-	-	36,495
	世羅町	遊休店舗等 5 か所	土地	1,933	-	-	1,933
合計				96,154	-	-	96,154

- (2) 減損損失の認識に至った経緯

稼働資産は、営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産は、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

- (3) 回収可能価額の算定方法

減損損失計上対象となった資産グループの回収可能価額については、すべて正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準じた方法により算定した価額（時価）から処分費用見込額を控除して算定しています。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を広島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、社債などの有価証券による運用を行っています。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理課を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が396,634千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	207,479,456	207,424,655	▲54,801
有価証券	10,787,929	9,783,880	▲1,004,049
満期保有目的の債券	10,787,929	9,783,880	▲1,004,049
貸出金	33,032,148		
貸倒引当金(*1)	▲16,367		
貸倒引当金控除後	33,015,780	33,450,590	434,810
資産計	251,283,166	250,659,125	▲624,040
貯金	252,057,762	251,946,494	▲111,267
負債計	252,057,762	251,946,494	▲111,267

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	11,870,330

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	207,479,456	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	10,900,000
貸出金(*1,2)	3,141,193	2,286,766	2,139,637	1,994,584	1,840,626	21,623,963
合計	210,620,650	2,286,766	2,139,637	1,994,584	1,840,626	32,523,963

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 228,279 千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 5,374 千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	245,930,934	2,930,853	2,517,233	299,464	375,776	3,500
合計	245,930,934	2,930,853	2,517,233	299,464	375,776	3,500

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1 有価証券の時価等

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	99,738	101,020	1,281
	社債	500,000	509,690	9,690
	小計	599,738	610,710	10,971
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	9,186,146	8,252,510	▲933,636
	地方債	302,044	259,500	▲42,544
	社債	700,000	661,160	▲38,840
	小計	10,188,190	9,173,170	▲1,015,020
合計		10,787,929	9,783,880	▲1,004,049

2 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

当事業年度中において、保有区分が変更となった有価証券はありません。

退職給付に関する注記

1 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度並びにりそな銀行(株)及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

① 期首における退職給付債務	2,161,499 千円
② 勤務費用	100,226 千円
③ 利息費用	15,195 千円
④ 数値計算上の差異の発生額	▲101,760 千円
⑤ 退職給付の支払額	▲230,645 千円
⑥ 期末における退職給付債務	1,944,515 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

① 期首における年金資産	1,656,153 千円
② 期待運用収益	16,561 千円
③ 数値計算上の差異の発生額	▲26,401 千円
④ 特定退職金共済制度への拠出金	14,447 千円
⑤ 確定給付型年金制度への拠出金	29,832 千円
⑥ 退職給付の支払額	▲112,809 千円

⑦ 期末における年金資産	1,577,784 千円
(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
① 退職給付債務	1,944,515 千円
② 特定退職金共済制度	▲240,980 千円
③ 確定給付型年金制度	▲1,336,804 千円
④ 未積立退職給付債務	366,731 千円
⑤ 未認識数理計算上の差異	128,640 千円
⑥ 貸借対照表計上額純額	495,371 千円
⑦ 退職給付引当金	495,371 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	100,226 千円
② 利息費用	15,195 千円
③ 期待運用収益	▲16,561 千円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	▲866 千円
合計	97,993 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	59.46%
株式	16.96%
現金及び預金	2.63%
その他	
年金保険投資	4.65%
一般勘定	15.47%
その他	0.83%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

- ① 割引率 0.054%～2.115%
- ② 長期期待運用収益率 1.0%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 27,913 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 201,193 千円となっています。

税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

		金額
繰延税金資産	賞与引当金	39,375
	退職給付引当金	137,019
	減価償却超過額	67,601
	未払費用	6,114
	減損損失	78,365
	未収貸付金利息不計上額	1,942
	役員退職慰労引当金	12,029
	貸倒損失	15,586
	購買供給原価（低価法の差額）	3,341
	未払事業税	6,690
	資産除去債務	15,737
	その他	11,337
	繰延税金資産小計	395,142
	控除額（評価性引当額）	▲180,961
繰延税金資産合計（A）	214,180	
負債繰延税金	資産除去費用資産計上額（B）	▲47
繰延税金資産の純額（A） + （B）		214,133

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率		27.66
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.66
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	▲2.93
	特別配当金	▲2.44
	住民税均等割等	0.50
	評価性引当額の増減	▲1.26
	措置法第42条の6 法人税額の特別控除	▲0.19
	その他	▲0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率		22.71

収益認識に関する注記

1 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【令和6年度】注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- (2) その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品
 - ① 肥料・農薬
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - ② 上記以外の購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) その他の棚卸資産 貯蔵品のうち製品加工にかかる原材料
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
また、住宅ローン等の個人向け定型ローン等及び5,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定して金額を計上しています。
上記以外の債権（正常先及び要注意先）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。
すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。
- (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「0」で表示しています。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

会計方針の変更に関する注記

1 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 211,827千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り

額を限度として行っております。次年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年3月に作成した合理化案実践後シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 130,922 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、経営環境などの組合の外部要因に関する情報や組合が用いている内部の情報にもとづき、資産グループ等の現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して合理的に見積もっており、また、割引率等についても一定の仮定を設定し算出しております。これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 22,869 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,158,616 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 454,905 千円 機械装置 653,241 千円 その他 50,470 千円

2 担保に供している資産

定期預金 4,000,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 10,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	43,063 千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	当期については、該当はありません。

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

(単位：千円)

債権区分	金額(貸倒引当金控除前)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26,562
危険債権	1,988
三月以上延滞債権	-
貸出条件緩和債権	-
合計	28,550

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）
- 三月以上延滞債権：元又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権並びにこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
- 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないもの

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日・・・・・・・・・・・・・・・・平成 12 年 3 月 31 日
- 再評価の方法は土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、合理的に算出しています。
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,985,668 千円

損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、共同利用施設（選果場・ライスセンター・育苗センター・米倉庫）については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

区分	場所	用途	種類 (科目)	減損損失額 (単位：千円)			
				土地	建物	その他	計
稼働 資産	尾道市	営業用店舗等 6 か所	土地	125,355	-	-	125,355
	世羅町	営業用店舗等 0 か所	土地	-	-	-	-
遊休 資産	尾道市	遊休店舗等 8 か所	土地	3,543	-	-	3,543
	世羅町	遊休店舗等 4 か所	土地	2,023	-	-	2,023
合計				130,922	-	-	130,922

(2) 減損損失の認識に至った経緯

稼働資産は、営業収支が 2 期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことが

ら帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産は、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 回収可能価額の算定方法

減損損失計上対象となった資産グループの回収可能価額については、すべて正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準じた方法により算定した価額（時価）から処分費用見込額を控除して算定しています。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を広島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、社債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理課を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.90%上昇したものと想定した場合には、経済価値が869,511千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	202,880,152	202,604,919	▲275,232
有価証券	12,788,420	10,780,270	▲2,008,150
満期保有目的の債券	12,788,420	10,780,270	▲2,008,150
貸出金	32,888,318		
貸倒引当金（*1）	▲16,093		
貸倒引当金控除後	32,872,224	32,843,511	▲28,713
資産計	248,540,797	246,228,701	▲2,312,096
貯金	248,565,650	248,186,411	▲379,239
負債計	248,565,650	248,186,411	▲379,239

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは (1) の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	11,870,325

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	202,880,152	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	12,900,000
貸出金(*1,2)	2,624,716	2,256,080	2,114,221	1,956,336	1,759,104	22,169,993
合計	205,504,868	2,256,080	2,114,221	1,956,336	1,759,104	34,958,414

(*1) 貸出金のうち、当座貸越248,407千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等7,865千円は、償還の予定が見込まれないため含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	242,046,923	2,720,379	3,035,328	297,842	462,349	2,827
合計	242,046,923	2,720,379	3,035,328	297,842	462,349	2,827

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1 有価証券の時価等

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	9,292,309	7,539,530	▲1,752,779
	地方債	301,927	231,720	▲70,207
	社債	3,194,184	3,009,020	▲185,164
	小計	12,788,420	10,780,270	▲2,008,150
合計		12,788,420	10,780,270	▲2,008,150

2 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

当事業年度中において、保有区分が変更となった有価証券はありません。

退職給付に関する注記

1 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度並びにりそな銀行(株)及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

① 期首における退職給付債務	1,944,515 千円
② 勤務費用	88,963 千円
③ 利息費用	19,900 千円
④ 数値計算上の差異の発生額	▲115,093 千円
⑤ 退職給付の支払額	▲129,718 千円

⑥ 期末における退職給付債務 1,808,568 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

① 期首における年金資産	1,612,733 千円
② 期待運用収益	16,066 千円
③ 数値計算上の差異の発生額	▲73,164 千円
④ 特定退職金共済制度への拠出金	12,657 千円
⑤ 確定給付型年金制度への拠出金	20,535 千円
⑥ 退職給付の支払額	▲61,381 千円

⑦ 期末における年金資産 1,527,445 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	1,808,568 千円
② 特定退職金共済制度	▲268,221 千円
③ 確定給付型年金制度	▲1,259,224 千円

④ 未積立退職給付債務	281,122 千円
⑤ 未認識数値計算上の差異	199,226 千円
⑥ 貸借対照表計上額純額	480,348 千円
⑦ 退職給付引当金	480,348 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	88,963 千円
② 利息費用	19,900 千円
③ 期待運用収益	▲16,066 千円
④ 数値計算上の差異の費用処理額	▲6,292 千円

合計 86,505 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	62.25%
株式	15.43%
現金及び預金	2.52%
その他	
年金保険投資	4.50%
一般勘定	15.30%
その他	
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

- ① 割引率 0.64%~2.985%
- ② 長期期待運用収益率 1.0%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 24,685 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 178,807 千円となっています。

税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

		(単位:千円)
		金額
繰延税金資産	賞与引当金	37,127
	退職給付引当金	136,090
	減価償却超過額	66,391
	未払費用	5,756
	減損損失	82,065
	未収貸付金利息不計上額	2,033
	役員退職慰労引当金	6,342
	貸倒損失	15,986
	購買供給原価（低価法の差額）	2,933
	未払事業税	7,106
	資産除去債務	16,160
	その他	13,452
	繰延税金資産小計	391,446
	控除額（評価性引当額）	▲179,618
繰延税金資産合計（A）	211,827	
負税繰延負債	資産除去費用資産計上額（B） ▲31	
繰延税金資産の純額（A）+（B）		211,795

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率		27.66
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.12
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	▲3.93
	特別配当金	▲3.40
	住民税均等割等	0.99
	評価性引当額の増減	0.36
	税率変更による繰延税金資産の増減	▲1.30
	その他	▲1.67
税効果会計適用後の法人税等の負担率		20.83

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行なわれることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は従来の27.66%から28.37%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,375千円増加し、法人税等調整額は同額減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は28,290千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

収益認識に関する注記

1 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	873,943	766,707
計	873,943	766,707
剰余金処分額	526,529	429,088
利益準備金	100,000	100,000
任意積立金	350,000	250,000
(うち目的積立金)	350,000	250,000
出資配当金	28,722	28,401
特別配当金	47,807	50,687
次期繰越剰余金	347,413	337,618
出資配当率	1.00%	1.00%

【令和5年度】

1 特別配当金の基準は次のとおりです。

- ①貯金平均残高 50 万円以上に対し、0.01%の割合 ②農薬の予約数量に対し、1 袋当たり 100 円
③販売品取扱金額に対し、1,000 円当たり 12 円

2 目的積立金の種類及び積立目的、取崩基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立取崩基準等
税効果積立金	繰延税金資産の取り崩しに充てるため	当期末の繰延税金資産と同額を積立てる。(前期末の税効果積立金との差額を積立もしくは取崩しする。)
施設整備積立金	組織再編計画の実施に充てるため	(目標額 300,000 万円) 組織再編計画に沿い、固定資産整備に伴い取崩す。
経営安定化積立金	将来の損失発生に備えるため	(目標額 250,000 万円) 経営健全性確保のため積み立てを行い、不良債権処理費用、運用損失、その他不測の損失等が多額に発生した場合その相当額を取り崩す。
固定資産整備積立金	遊休資産・老朽化等資産の整備に充てるため	(目標額 100,000 万円) 固定資産の処分に際し損失等が多額に発生した場合その相当額を取り崩す。
共同利用施設積立金	共同利用施設整備等に充てるため	(目標額 70,000 万円) 整備年度に取り崩す。
農業振興積立金	農業者の所得増大・農業生産拡大のため	(目標額 50,000 万円) 農業の振興、農業者の経営支援、自然災害復旧等のため支出した経費相当額を取り崩す。

3 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための 22,000 千円が含まれます。

【令和6年度】

1 特別配当金の基準は次のとおりです。

- ①貯金平均残高 50 万円以上に対し、0.01%の割合 ②肥料・農薬の予約数量に対し、1 袋当たり 50 円
③販売品取扱金額に対し、1,000 円当たり 12 円

2 目的積立金の種類及び積立目的、取崩基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立取崩基準等
税効果積立金	繰延税金資産の取り崩しに充てるため	当期末の繰延税金資産と同額を積立てる。(前期末の税効果積立金との差額を積立もしくは取崩しする。)
施設整備積立金	組織再編計画の実施に充てるため	(目標額 300,000 万円) 組織再編計画に沿い、固定資産整備に伴い取崩す。
経営安定化積立金	将来の損失発生に備えるため	(目標額 250,000 万円) 経営健全性確保のため積み立てを行い、不良債権処理費用、運用損失、その他不測の損失等が多額に発生した場合その相当額を取り崩す。
固定資産整備積立金	遊休資産・老朽化等資産の整備に充てるため	(目標額 100,000 万円) 固定資産の処分に際し損失等が多額に発生した場合その相当額を取り崩す。
共同利用施設積立金	共同利用施設整備等に充てるため	(目標額 70,000 万円) 整備年度に取り崩す。
農業振興積立金	農業者の所得増大・農業生産拡大のため	(目標額 50,000 万円) 農業の振興、農業者の経営支援、自然災害復旧等のため支出した経費相当額を取り崩す。

3 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための 18,000 千円が含まれている。

5. 部門別損益計算書

【令和5年度】

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,362,653	1,921,489	1,025,658	1,679,525	1,722,469	13,510	
事業費用 ②	2,866,884	145,017	69,649	1,282,956	1,315,124	54,137	
事業総利益 ③(①-②)	3,495,768	1,776,471	956,009	396,569	407,344	▲40,626	
事業管理費 ④	3,147,727	1,006,813	860,328	746,757	494,889	38,939	
(うち人件費)	(2,089,618)	(679,248)	(620,500)	(434,559)	(326,186)	(29,123)	
(うち減価償却費 ⑤)	(245,665)	(34,930)	(26,840)	(130,673)	(52,741)	(478)	
うち共通管理費 ⑥		230,174	185,084	122,985	56,566	19,454	614,265
(うち人件費)		(88,950)	(82,295)	(52,169)	(39,445)	(9,638)	(272,499)
(うち減価償却費 ⑦)		(6,884)	(5,011)	(3,452)	(2,757)	(478)	(18,584)
事業利益 ⑧(③-④)	348,040	769,658	95,681	▲350,187	▲87,544	▲79,566	
事業外収益 ⑨	215,535	74,447	55,113	40,674	45,300	0	
うち共通分 ⑩		67,719	49,768	30,342	27,604	0	175,435
事業外費用 ⑪	2,790	1,033	739	569	448	0	
うち共通分 ⑫		1,033	739	569	448	0	2,790
経常利益 ⑬(⑧+⑨-⑪)	560,785	843,072	150,055	▲310,082	▲42,692	▲79,566	
特別利益 ⑭	278,065	42,514	30,543	187,094	17,912	0	
うち共通分 ⑮		42,514	30,543	22,716	17,912	0	113,687
特別損失 ⑯	296,307	52,180	39,880	189,211	15,035	0	
うち共通分 ⑰		52,180	39,880	26,060	15,035	0	133,156
税引前当期利益 ⑱(⑬+⑭-⑯)	542,543	833,407	140,717	▲312,198	▲39,816	▲79,566	
営農指導事業分配額 ⑲		▲18,952	▲11,187	▲44,851	▲4,575	79,566	
営農指導事業分配後 税引前当期利益 ⑳(⑱-⑲)	542,543	814,454	129,530	▲357,050	▲44,391		

* ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

人頭割及び共通管理費割合 (人頭割 (7割) + 事業総利益割 (3割))

(2) 営農指導事業

営農指導事業が他部門事業に寄与していることを鑑みて、寄与率を割りあてて算出

2 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	37.5%	30.1%	20.0%	9.2%	3.2%	100%
営農指導事業	23.8%	14.1%	56.4%	5.7%		100%

3 部門別の資産

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	274,822,145	252,821,053	10,111	522,181	534,865	1,260	20,932,672
総資産 (共通資産配分後)	274,822,145	262,703,054	3,758,349	4,075,200	3,895,352	390,188	
(うち 固定資産)	(8,548,523)	(1,624,598)	(1,235,827)	(3,258,632)	(2,087,054)	(342,409)	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準は、共通管理費割合等での基準により配賦しております。

【令和6年度】

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,325,747	1,910,361	983,180	1,630,110	1,783,276	18,818	
事業費用 ②	2,968,358	292,220	68,320	1,239,237	1,318,035	50,543	
事業総利益 ③(①-②)	3,357,388	1,618,140	914,859	390,873	465,240	▲31,725	
事業管理費 ④	3,015,867	978,136	825,031	678,792	491,458	42,448	
(うち人件費)	(1,987,799)	(647,209)	(593,933)	(393,117)	(321,242)	(32,297)	
(うち減価償却費 ⑤)	(240,969)	(35,015)	(25,095)	(125,115)	(55,379)	(364)	
うち共通管理費 ⑥		223,598	174,699	115,130	96,008	19,819	629,256
(うち人件費)		(82,990)	(75,443)	(48,078)	(39,258)	(9,668)	(255,438)
(うち減価償却費 ⑦)		(5,043)	(3,560)	(2,404)	(2,035)	(364)	(13,407)
事業利益 ⑧(③-④)	341,520	640,004	89,828	▲287,918	▲26,218	▲74,174	
事業外収益 ⑨	205,131	70,643	48,930	40,359	45,197	0	
うち共通分 ⑩		67,244	46,741	28,099	27,040	0	169,126
事業外費用 ⑪	3,084	1,170	799	609	505	0	
うち共通分 ⑫		1,170	799	609	505	0	3,084
経常利益 ⑬(⑧+⑨-⑪)	543,568	709,477	137,959	▲248,168	18,474	▲74,174	
特別利益 ⑭	0	0	0	0	0	0	
うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	131,103	46,805	34,561	4,221	45,515	0	
うち共通分 ⑰		46,805	34,561	4,221	45,515	0	131,103
税引前当損利益 ⑱(⑬+⑭-⑯)	412,464	662,672	103,398	▲252,390	▲27,041	▲74,174	
営農指導事業分配賦額 ⑲		▲17,824	▲9,561	▲42,939	▲3,849	74,174	
営農指導事業分配賦後 税引前当損利益 ⑳(⑱-⑲)	412,464	644,847	93,837	▲295,329	▲30,890		

* ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

人頭割及び共通管理費割合 (人頭割 (7割) + 事業総利益割 (3割))

(2) 営農指導事業

営農指導事業が他部門事業に寄与していることを鑑みて、寄与率を割りあてて算出

2 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	35.5%	27.8%	18.3%	15.3%	3.1%	100%
営農指導事業	24.0%	12.9%	57.9%	5.2%		100%

3 部門別の資産

(単位：千円)

区分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	271,779,219	250,060,547	10,610	479,118	506,376	1,499	20,721,067
総資産 (共通資産配分後)	271,779,219	259,973,882	3,762,774	3,800,557	3,833,895	408,110	
(うち 固定資産)	(8,361,406)	(1,662,088)	(1,248,460)	(3,041,758)	(2,051,358)	(357,741)	

(注)共通資産の他部門への配賦基準は、共通管理費割合等での基準により配賦しております。

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項について理事会等に適正に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月23日

尾道市農業協同組合

代表理事組合長 村上 俊二

7. 会計監査人の監査

令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	7,086	6,808	6,825	6,362	6,325
信用事業収益	1,948	1,894	1,881	1,921	1,910
共済事業収益	1,214	1,170	1,087	1,025	983
農業関連事業収益	2,011	1,924	2,031	1,679	1,630
生活その他事業収益	1,896	1,799	1,796	1,722	1,783
営農指導事業収益	15	18	28	13	18
経常利益	423	501	492	560	543
当期剰余金	213	263	307	419	326
出資金	3,032	3,050	3,025	2,975	2,957
出資口数(口)	3,032,697	3,050,841	3,025,681	2,975,084	2,957,573
純資産額	17,494	17,705	17,923	18,215	18,415
総資産額	283,451	286,342	281,421	274,822	271,779
貯金等残高	261,245	263,919	258,919	252,057	248,565
貸出金残高	29,209	31,768	32,715	33,032	32,888
有価証券残高	1,904	4,862	9,681	10,787	12,788
剰余金配当金額	63	61	77	76	79
出資配当の額	29	29	29	28	28
利用高配当の額	34	32	48	47	50
職員数(人)	404	369	344	329	304
単体自己資本比率	15.81%	16.02%	16.56%	17.81%	18.80%

注1: 経常利益は各事業収益の合計額を表しています。

注2: 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注3: 信託業務の取り扱いには行っておりません。

注4: 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	1,674	1,620	▲54
役務取引等収支	48	56	8
その他信用事業収支	52	▲58	▲110
信用事業粗利益	1,776	1,618	▲158
(信用事業粗利益率)	(0.69)	(0.64)	(▲0.05)
事業粗利益	3,592	3,447	▲145
(事業粗利益率)	(1.28)	(1.23)	(▲0.05)
事業純益	444	431	▲13
実質事業純益	444	431	▲13
コア事業純益	444	431	▲13
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	444	431	▲13

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	255,772	1,521	0.59%	251,034	1,602	0.63%
預金 (含奨励金)	212,749	4 (1,118)	0.00% (0.52%)	206,174	4 (1,183)	0.00% (0.57%)
有価証券	10,154	73	0.72%	12,048	100	0.83%
貸出金	32,869	329	1.00%	32,812	318	0.96%
資金調達勘定	257,749	8	0.00%	252,358	143	0.06%
貯金・定積	257,708	8	0.00%	252,313	142	0.06%
借入金	41	0	0.41%	45	0	0.57%
総資金利ざや	-	-	0.28%	-	-	0.28%

注1：総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)

注2：資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	10	81
預金	▲6	65
有価証券	18	27
貸出金	▲2	▲11
支払利息	▲5	135
貯金	▲5	134
譲渡性貯金	-	-
借入金	0	0
差引	15	▲54

注1：増減額は前年度対比です。

注2：受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ. 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度		増減
流動性貯金	139,485	54.1%	141,062	55.9%	1,577
定期性貯金	118,223	45.9%	111,250	44.1%	▲6,973
その他の貯金	0	0%	0	0%	0
計	257,708	100%	252,313	100.0%	▲5,395
譲渡性貯金	0	0%	0	0%	0
合計	257,708	100.0%	252,313	100.0%	▲5,395

注1：流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

注2：定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3：％表示は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度		増減
固定金利定期	111,946	99.9%	108,422	99.9%	▲3,524
変動金利定期	100	0.1%	101	0.1%	1
合計	112,046	100%	108,523	100%	▲3,523

注1：固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2：変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3：％表示は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

【貸出運営の考え方】

J A尾道市は、地域金融機関として組合員の皆様方の生活向上にお役立ていただく資金を安定的に提供することが使命であると考えています。こうした理念のもと、皆様の幅広い資金ニーズの積極的かつタイムリーな対応に努めています。

また、融資の実行にあたっては、健全性・成長性を重視した審査を実施し、貸出資産の健全性確保に努めています。

今後とも堅実な融資業務運営を堅持しつつ、皆様の豊かな未来の実現をバックアップしてまいります。

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
手形貸付	0	0	0
証書貸付	32,635	32,576	▲59
当座貸越	233	235	2
割引手形	0	0	0
金融機関貸付金	0	0	0
合計	32,869	32,811	▲57

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度		増減
固定金利貸出	24,350	73.8%	22,599	68.7%	▲1,751
変動金利貸出	8,452	25.6%	10,039	30.5%	1,587
その他	230	0.6%	249	0.8%	19
合計	33,032	100.0%	32,888	100.0%	▲144

注：%表示は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
貯金等	191	204	13
有価証券	0	0	0
工場	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	297	590	293
その他担保物	63	41	▲22
小計	551	836	285
農業信用基金協会保証	25,643	26,414	771
その他保証	313	331	18
小計	25,956	26,745	789
信用	6,523	5,306	▲1,217
合計	33,032	32,888	▲144

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

J A尾道市では、該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度		増減
設備資金	1,262	16.0%	1,451	21.3%	189
運転資金	6,602	84.0%	5,368	78.7%	▲1,234
合計	7,864	100.0%	6,819	100.0%	▲1,045

注：%表示は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度		増減
農業	584	1.8%	561	1.7%	▲23
林業	4	0.0%	2	0.0%	▲2
水産業	17	0.0%	16	0.0%	▲1
製造業	8,397	25.4%	8,736	26.6%	339
鉱業	405	1.2%	406	1.2%	1
建設業	1,669	5.1%	1,685	5.1%	16
不動産業	84	0.3%	135	0.4%	51
電気・ガス・熱供給・水道業	247	0.7%	261	0.8%	14
運輸・通信業	1,071	3.2%	1,125	3.5%	54
卸売・小売業・飲食店	993	3.0%	1,069	3.3%	76
サービス業	5,671	17.2%	5,813	17.7%	142
金融・保険業	1,210	3.7%	1,200	3.6%	▲10
地方公共団体	6,515	19.7%	5,298	16.1%	▲1,217
その他	6,159	18.7%	6,575	20.0%	416
合計	33,032	100.0%	32,888	100.0%	▲144

注1：個人に対する生活資金は、「その他」欄に記載しています。

注2：%表示は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

主要な農業関係の貸出金残高については、平成 21 年度より開示をしております。

ア 営農類型別

(単位：百万円)

種類	令和5年度		令和6年度		増減	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
農業	220	464	216	426	▲4	▲38
穀作	58	128	54	109	▲4	▲19
野菜・園芸	7	22	8	20	1	▲2
果樹・樹園農業	12	66	11	51	▲1	▲15
工芸作物	0	0	0	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	2	4	2	3	0	▲1
養鶏・養卵	2	2	2	1	0	▲1
養蚕	0	0	0	0	0	0
その他農業	139	240	139	238	0	▲2
農業関連団体等	0	0	0	0	0	0
合計	220	464	216	426	▲4	▲38

注1：農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2：「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

注3：「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

イ 資金類型別

【貸出金】

(単位：百万円)

種類	令和5年度		令和6年度		増減	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
プロパー資金	202	371	198	343	▲4	▲28
農業制度資金	18	92	18	82	0	▲10
農業近代化資金	1	5	1	2	0	▲3
その他制度資金	17	87	17	79	0	▲8
合計	220	464	216	426	▲4	▲38

注1：プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2：農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3：その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【受託貸付金】

(単位：千円)

種類	令和5年度		令和6年度		増減	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
日本政策金融公庫資金	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

注：日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保全額				
			担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	19,940	4,033	2,986	12,921	19,940	
	令和5年度	18,499	0	4,871	13,628	18,499	
危険債権	令和6年度	1,392	147	1,245	0	1,392	
	令和5年度	208	0	208	0	208	
要管理債権	令和6年度	0	0	0	0	0	
	令和5年度	0	0	0	0	0	
	三月以上延滞債権	令和6年度	0	0	0	0	0
		令和5年度	0	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	令和6年度	0	0	0	0	0
		令和5年度	0	0	0	0	0
小計	令和6年度	21,332	4,180	4,231	12,921	21,332	
	令和5年度	18,707	0	5,079	13,628	18,707	
正常債権	令和6年度	32,866,986					
	令和5年度	33,013,441					
合計	令和6年度	32,888,318					
	令和5年度	33,032,148					

注1：破産更正債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3：要管理債権

注4「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と注5「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更正債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

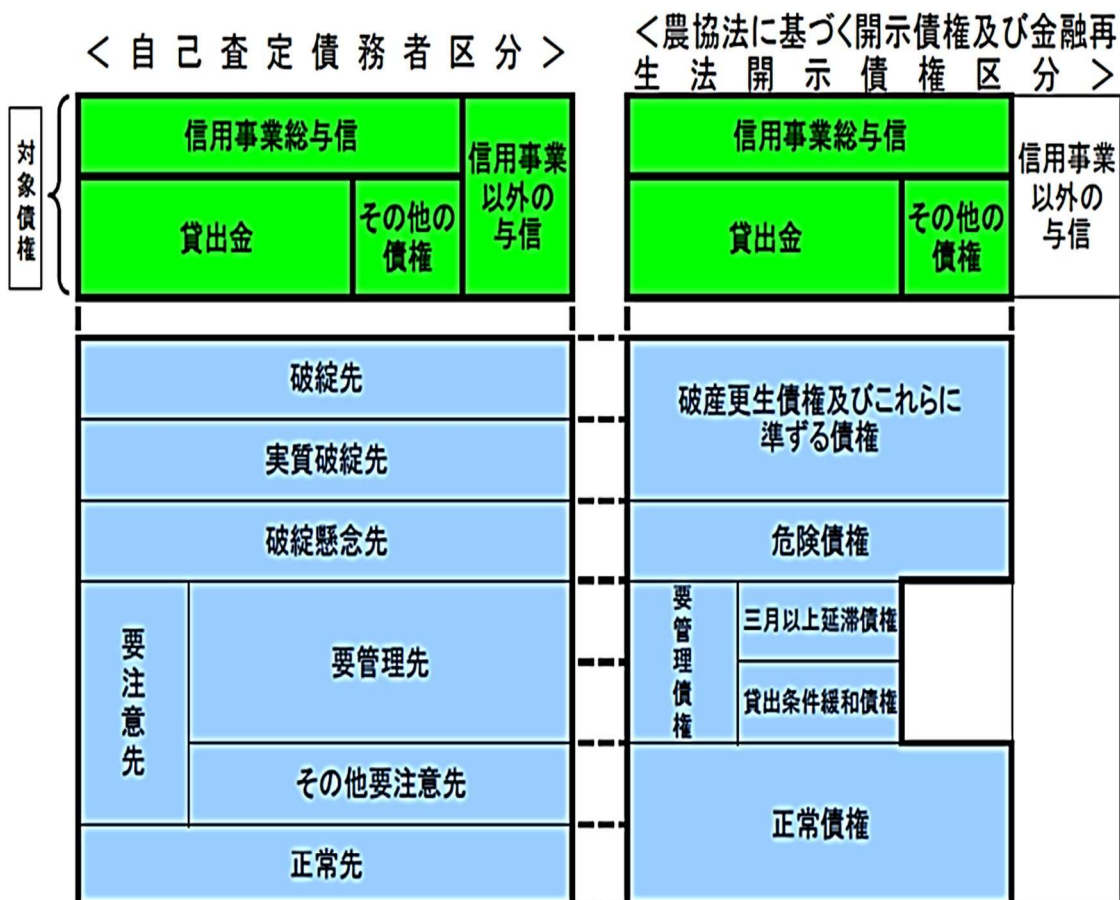
注5：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6：正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

【参考】自己査定債務者区分・農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権区分の関連図



●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
i 三月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出債権
ii 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
素況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権
「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額

●三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの

●貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの

●正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
J A尾道市では、該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

【令和5年度】

(単位：百万円)

区分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	2	0	3	2
個別貸倒引当金	21	13	0	21	13
合計	24	16	0	24	16

【令和6年度】

(単位：百万円)

区分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2	3	0	2	3
個別貸倒引当金	13	13	0	13	13
合計	16	16	0	16	16

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	0	0

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件・百万円)

種類		令和5年度		令和6年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	110	328	108	325
	金額	48,438	85,316	48,689	86,531
代金取立為替	件数	0.01	0.00	0.01	0.00
	金額	61	0	6	0
雑為替	件数	2	2	2	2
	金額	3,489	1,885	3,615	1,691
合計	件数	112	331	112	329
	金額	51,990	87,202	52,311	88,222

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増減
国債	9,224	9,285	61
地方債	302	302	0
政府保証債	0	0	0
社債	627	2,460	1,833
金融債	0	0	0
株式	0	0	0
その他の証券	0	0	0
合計	10,154	12,048	1,894

注：貸付有価証券は、J A尾道市では該当がありません。

② 商品有価証券種類別平均残高

J A尾道市では、該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

【令和5年度】

(単位：百万円)

	国債	地方債	政府保証債	社債	金融債	株式	その他の証券
1年以下	0	0	0	0	0	0	0
1年超3年以下	0	0	0	0	0	0	0
3年超5年以下	0	0	0	0	0	0	0
5年超7年以下	0	0	0	0	0	0	0
7年超10年以下	0	0	0	0	0	0	0
10年超	9,285	302	0	1,200	0	0	0
期間の定めのないもの	0	0	0	0	0	0	0
合計	9,285	302	0	1,200	0	0	0

【令和6年度】

(単位：百万円)

	国債	地方債	政府保証債	社債	金融債	株式	その他の証券
1年以下	0	0	0	0	0	0	0
1年超3年以下	0	0	0	0	0	0	0
3年超5年以下	0	0	0	0	0	0	0
5年超7年以下	0	0	0	0	0	0	0
7年超10年以下	0	0	0	0	0	0	0
10年超	9,292	302	0	3,194	0	0	0
期間の定めのないもの	0	0	0	0	0	0	0
合計	9,292	302	0	3,194	0	0	0

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	0	0	0	0

【満期保有目的の債権】

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	99	101	1	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	政府保証債	0	0	0	0	0	0
	金融債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社債	500	509	9	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小計	599	610	10	0	0	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9,186	8,252	▲933	9,292	7,539	▲1,752
	地方債	301	259	▲42	301	231	▲70
	政府保証債	0	0	0	0	0	0
	金融債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社債	700	661	▲38	3,194	3,009	▲185
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小計	10,188	9,173	▲1,015	12,788	10,780	▲2,008
合計	10,787	9,783	▲1,004	12,788	10,780	▲2,008	

【その他有価証券】

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	0	0	0	0	0	0
	債権	0	0	0	0	0	0
	国債	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社債	0	0	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	0	0	0	0	0	0
	債権	0	0	0	0	0	0
	国債	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0
	短期社債	0	0	0	0	0	0
	社債	0	0	0	0	0	0
	その他の証券	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

② 金銭の信託の時価情報等

J A尾道市では、該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

J A尾道市では、該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	25,440	207,540,873	25,001	191,951,918
	定期生命共済	528	6,900,325	643	8,288,315
	養老生命共済	9,512	51,618,132	8,688	44,783,964
	こども共済	6,484	24,187,100	6,283	22,343,900
	医療共済	14,888	1,805,300	14,696	1,574,500
	がん共済	2,265	639,000	2,353	622,000
	定期医療共済	484	462,100	443	439,700
	介護共済	1,674	4,318,607	1,741	4,536,243
	認知症共済	307		321	
	生活障害共済	358		455	
	特定重度疾病共済	1,337		1,411	
	年金共済	10,615	141,000	10,336	141,000
建物系	建物更生共済	21,572	240,443,487	20,714	232,559,901
合計		88,980	513,868,826	86,802	484,897,544

注：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む。））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	14,888	52,363	14,696	46,513
がん共済	2,265	14,439	2,353	14,865
定期医療共済	484	2,269	443	2,080
合計	17,637	69,071	17,492	63,458

注：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,674	5,719,343	1,741	6,035,069
認知症共済	307	633,500	321	641,600
生活障害共済（一時金型）	288	2,703,700	372	3,497,600
生活障害共済（定期年金型）	70	85,880	83	97,160
特定重度疾病共済	1,337	2,423,200	1,411	2,421,300
合計	3,676	11,565,623	3,928	12,692,729

注：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	7,483	3,952,944	7,172	3,743,998
年金開始後	3,132	1,416,697	3,164	1,463,363
合計	10,615	5,369,641	10,336	5,207,362

注：金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	4,670	53,859,990	46,109	4,592	53,348,280	45,713
自動車共済	20,883		847,332	20,709		841,590
傷害共済	36,228	80,153,800	55,112	25,170	63,633,500	51,519
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	32	124,000	765	28	110,000	678
賠償責任共済	260		569	239		537
自賠償共済	9,504		156,058	9,617		159,479
合計	71,577		1,105,948	60,355		1,099,519

注：「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 購買品取扱実績

(単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	供給高	粗収益 (手数料)	供給高	粗収益 (手数料)
生産資材	908,344	84,351	853,191	76,933
肥料	323,312	35,875	314,674	35,930
農薬	257,829	29,077	250,514	24,398
飼料	133,430	3,956	114,641	4,038
農業機械	19,472	404	14,699	281
自動車	0	0	0	0
燃料	45,450	2,604	41,892	2,484
その他	128,849	12,432	116,767	9,799
生活物資	1,518,018	492,670	1,590,187	563,208
食料品	901,560	262,782	977,934	335,061
衣料品	0	0	0	0
耐久消費財	0	1,059	0	701
日用保健雑貨	268	48	112	20
家庭燃料	216,586	131,906	220,247	131,956
その他	399,602	96,872	391,892	95,468
合計	2,426,363	577,021	2,443,379	640,142

(2) 販売品取扱実績

(単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	取扱高	うち手数料	取扱高	うち手数料
米穀	239,150	6,043	363,741	9,178
豆・雑穀	36,727	1,019	47,151	1,276
野菜	457,011	10,784	442,299	10,467
果実	1,051,540	24,428	923,340	21,449
花き・花木	20,768	567	12,831	350
畜産物	116,385	816	122,689	890
農産物直売所	1,495,584	182,980	1,628,748	199,754
合計	3,417,177	226,639	3,540,805	243,367

IV. 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.20	0.19	▲0.01
資本経常利益率	3.07	2.95	▲0.12
総資産当期純利益率	0.14	0.11	▲0.03
資本当期純利益率	2.30	1.77	▲0.53

注1：総資産経常利益率＝経常利益／総資産平均残高×100

注2：資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

注3：総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産平均残高×100

注4：資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	増減
期末貯貸率	13.10	13.23	0.13
期中平均貯貸率	12.75	13.00	0.25

注1：期末貯貸率＝貸出金残高／貯金残高×100

注2：期中平均貯貸率＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	増減
期末貯証率	4.27	5.14	0.87
期中平均貯証率	3.94	4.77	0.83

注1：期末貯証率＝有価証券残高／貯金残高×100

注2：期中平均貯証率＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	15,255	15,572
うち、出資金及び資本準備金の額	2,975	2,957
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	12,379	12,719
うち、外部流出予定額 (△)	76	79
うち、上記以外に該当するものの額 (△)	22	26
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	3
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	15,258	15,575
コア資本にかかる調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	12	9
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	12	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	200
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資統に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12	209
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	15,245	15,366
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	78,806	78,805
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		

(単位：百万円)

項目	前期末	当期末
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,748	2,890
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	85,555	81,695
自己資本比率		
自己資本比率 ((Ⅰ) / (二))	17.81%	18.80%

注1：「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

注2：当J Aは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、当期末は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

注3：当J Aが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,311,551	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,294,499	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0
国際決済銀行等向け	0	0	0
我が国の地方公共団体向け	6,842,466	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0	0
国際開発銀行向け	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	200,204	20,020	800
地方三公社向け	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	207,482,615	41,496,523	1,659,860
法人等向け	1,031,389	529,463	21,178
中小企業等向け及び個人向け	628,195	161,384	6,455
抵当権付住宅ローン	107,753	36,765	1,470
不動産取得等事業向け	5,678	5,678	227
三月以上延滞等	26,918	3,659	146
取立未済手形	70,940	14,188	567
信用保証協会等保証付	25,659,178	2,556,227	102,249
株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	0	0	0
共済約款貸付	0	0	0
出資等	1,536,970	1,536,970	61,478
(うち出資等のエクスポージャー)	1,536,970	1,536,970	614,780
(うち重要な出資のエクスポージャー)	0	0	0
上記以外	16,620,427	32,446,082	1,297,843
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエクスポージャー)	10,333,360	25,833,400	1,033,336
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に 係るエクスポージャー)	219,071	547,677	21,907
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係 るエクスポージャー)	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,067,996	6,065,004	242,600

信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証券化	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0
(うち非STC適用分)	0	0	0
再証券化	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
(うちレックスレー方式)	0	0	0
(うちマデット方式)	0	0	0
(うち蓋然性方式250%)	0	0	0
(うち蓋然性方式400%)	0	0	0
(うちフォールバック方式)	0	0	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	0	0	0
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	270,818,789	78,806,963	3,152,278
CVAリスク相当額÷8%	0	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	270,818,789	78,806,963	3,152,278
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	6,748,164		269,926
所要自己資本総計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	85,555,128		3,422,205

注1:「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2:「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3:「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4:「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5:「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6:「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7:「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8:当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷8%

(2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		1,293,205	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け		9,300,848	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け		0	0	0
国際決済銀行等向け		0	0	0
我が国の地方公共団体向け		5,600,904	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け		0	0	0
国際開発銀行向け		0	0	0
地方公共団体金融機関向け		0	0	0
我が国の政府関係機関向け		200,201	20,020	800
地方三公社向け		0	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け		134	26	1
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		202,934,214	40,586,842	1,623,473
カバード・ボンド向け		0	0	0
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		3,005,731	1,231,958	49,278
(うち特定貸付債権向け)		1,536,965	1,536,965	61,478
中堅中小企業等向け及び個人向け		591,772	123,346	4,933
(うちトランザクター向け)		17,260	7,767	310
不動産関連向け		391,135	352,159	14,086
(うち自己居住用不動産等向け)		173,231	118,426	4,737
(うち賃貸用不動産向け)		217,904	233,732	9,349
(うち事業用不動産関連向け)		0	0	0
(うちその他不動産関連向け)		0	0	0
(うちADC向け)		0	0	0
劣後債券及びその他資本性証券等		0	0	0
延滞等向け (自己居住用不動産関連向け を除く。)		240,205	335,170	13,406
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞		15,370	4,033	161
取立未済手形		37,291	7,458	298
信用保証協会等による保証付		26,424,449	2,632,121	105,284
株式会社地域経済活性化支援機構等によ る保証付		0	0	0
株式等		0	0	0
共済約款貸付		0	0	0
上記以外		16,144,436	31,967,428	1,278,697
(うち重要な出資のエクスポージャー)		0	0	0
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のう ち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調 達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポ ージャー)		0	0	0
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエ クスポージャー)		10,333,360	25,833,400	1,033,336

信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	215,301	538,253	21,530
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	0	0	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	0	0	0
(うち上記以外のエクスポージャー)	5,595,775	5,595,775	223,831
証券化	0	0	0
(うちSTC要件適用分)	0	0	0
(短期STC要件適用分)	0	0	0
(うち不良債権証券化適用分)	0	0	0
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	0	0	0
再証券化	0	0	0
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0
(うちレックスルー方式)	0	0	0
(うちマンドート方式)	0	0	0
(うち蓋然性方式 250%)	0	0	0
(うち蓋然性方式 400%)	0	0	0
(うちフォールバック方式)	0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	0	0	0
標準的手法を運用するエクスポージャー計	267,734,128	78,805,298	3,152,211
中央清算期間関連エクスポージャー	0	0	0
合計(信用リスク・アセットの額)	267,734,128	78,805,298	3,152,211
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	2,890,087		115,603
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	81,695,386		3,267,815

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,890,087
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	115,603
B I	1,926,725
B I C	231,207

- 注1：「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2：「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3：「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 注4：「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 注5：オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I） 株式会社日本格付研究所（J C R） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s） S & P グローバル・レーティング（S & P） フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

注：「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ② リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等		うち債券			
法人	農業	165	165	0	0	151	143	0	10
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	51	42	0	0	47	38	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,004	0	1,004	0	3,005	0	3,005	0
	運輸・通信業	202	0	200	0	202	0	200	0
	金融・保険業	19,793	0	9,294	0	19,765	0	9,300	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	208,915	1	0	1	204,366	1	0	1
	日本国政府・地方公共団体	6,843	6,540	302	0	5,600	5,298	302	0
	上記以外	39	39	0	0	36	36	0	0
個人	26,303	26,068	0	23	27,430	27,143	0	221	
その他	7,503	0	0	3	6,916	0	0	0	
業種別残高計		270,818	32,855	10,800	27	267,518	32,661	12,808	232
1年以下		207,727	178	0		203,160	132	0	
1年超3年以下		829	829	0		582	582	0	
3年超5年以下		1,141	1,141	0		1,444	1,444	0	
5年超7年以下		2,153	2,153	0		1,793	1,793	0	
7年超10年以下		3,808	2,905	903		6,155	3,250	2,905	
10年超		35,516	25,618	9,897		35,247	25,342	9,903	
期限の定めのないもの		19,644	31	0		19,136	115	0	
残存期間別残高計		270,818	32,855	10,800		267,518	32,661	12,808	

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2：「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能総額も含めています。

注3：「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

注4：当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

注5：「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	2	-	3	2	2	3	-	2	3
個別貸倒引当金	29	21	-	28	21	21	19	-	21	19

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	1	0	0	0	1	1	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人	28	21	1	28	20	20	19	0	21	18
業種別計	29	21	1	28	21	21	19	0	21	19

注1：当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

注2：個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

(5) 信用リスク・アセット残高内訳表

令和6年度

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	1,293,205	0	1,293,205	0	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	9,300,848	0	9,300,848	0	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	0	0	0	0	0	0%
国際決済銀行等向け	0	0	0	0	0	0	0%
我が国の地方公共団体向け	0	5,600,904	0	5,600,904	0	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	0	0	0	0	0	0%
国際開発銀行向け	0~150	0	0	0	0	0	0%
地方公共団体金融機構向け	10~20	0	0	0	0	0	0%
我が国の政府関係機関向け	10~20	200,201	0	200,201	0	20,020	10%
地方三公社向け	20	0	0	0	0	0	0%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	202,934,349	0	202,934,349	0	40,586,869	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	0	0	0	0	0	0%
カバード・ボンド向け	10~100	0	0	0	0	0	0%
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	3,005,731	0	3,005,731	0	1,231,958	41%
（うち特定貸付債権向け）	20~150	0	0	0	0	0	0%
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	577,963	310,693	377,883	31,069	131,113	32%
（うちトランザクター向け）	45	0	172,600	0	17,260	7,767	45%
不動産関連向け	20~150	391,135	0	384,268	0	352,159	92%
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	173,231	0	170,239	0	118,426	70%
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	217,904	0	214,029	0	233,732	109%
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	0	0	0	0	0	0%
（うちその他不動産関連向け）	60	0	0	0	0	0	0%
（うちADC向け）	100~150	0	0	0	0	0	0%

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均 値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/ (C+D))
劣後債券及びその他 資本性証券等	150	0	0	0	0	0	0%
延滞等向け(自己居住 用不動産関連向けを 除く。)	50~150	231,791	2,087	223,238	208	335,170	150%
自己居住用不動産等 向けエクスポージャ ーに係る延滞	100	4,033	0	4,033	0	4,033	100%
取立未済手形	20	37,291	0	37,291	0	7,458	20%
信用保証協会等によ る保証付	0~10	26,424,449	0	26,321,205	0	2,632,121	10%
株式会社地域経済活 性化支援機構等によ る保証付	10	0	0	0	0	0	0%
株式等	250~400	1,536,965	0	1,536,965	0	1,536,965	100%
共済約款貸付	0	0	0	0	0	0	0%
上記以外	100~1250	16,144,436	0	16,144,436	0	31,967,428	198%
(うち重要な出資 のエクスポージャ ー)	1250	0	0	0	0	0	0%
(うち他の金融機 関等の対象資本等 調達手段のうち対 象普通出資等及び その他外部 TLAC 関連調達手段に該 当するもの以外の ものに係るエク スポージャー)	250~400	0	0	0	0	0	0%
(うち農林中央金 庫の対象資本調達 手段に係るエク スポージャー)	250	10,333,360	0	10,333,360	0	25,833,400	250%
(うち特定項目の うち調整項目に算 入されない部分に 係るエクスポージャ ー)	250	215,301	0	215,301	0	538,253	250%
(うち総株主等の 議決権の百分の十 を超える議決権を 保有している他の 金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達手段に係 るエクスポージャ ー)	250	0	0	0	0	0	0%

項目	リスク・ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	0	0	0	0	0	0%
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	5,595,775	0	5,595,775	0	5,595,775	100%
証券化	-						
(うち S T C 要件適用分)	-						
(短期 S T C 要件適用分)	-						
(うち不良債権証券化適用分)	-						
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-						
再証券化	-						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-						
未決済取引	-						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-						
合計 (信用リスク・アセットの額)	-					78,805,298	

注：最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 5 年度については、記載していません。

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																													
	0%	20%		50%		100%		150%		その他	合計																			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	9,300	0		0		0		0		0	9,300																			
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0		0		0		0		0	0																			
国際決済銀行等向け	0	0		0		0		0		0	0																			
	0%	10%	20%		50%		100%		150%		その他	合計																		
我が国の地方公共団体向け	5,600	0		0		0		0		0		5,600																		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	0		0		0		0		0		0																		
地方公共団体金融機構向け	0	0		0		0		0		0		0																		
我が国の政府関係機関向け	0	200		0		0		0		0		200																		
地方三公社向け	0	0		0		0		0		0		0																		
	0%	20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計																	
国際開発銀行向け	0	0		0		0		0		0		0	0																	
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%		その他	合計														
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	202,934		0		0		0		0		0		0		0	202,934														
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	0		0		0		0		0		0		0		0	0														
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計														
カバード・ボンド向け	0		0		0		0		0		0		0		0	0														
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%		その他	合計												
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	903		2,102		0		0		0		0		0		0		0	3,005												
(うち特定貸付債権向け)	0		0		0		0		0		0		0		0		0	0												
	100%			150%			250%			400%			その他			合計														
劣後債権及びその他資本性証券等	0			0			0			0			0			0														
株式等	0			0			1,536			0			0			1,536														
	45%			75%			100%			その他			合計																	
中堅中小企業等向け及び個人向け	17			79			0			311			408																	
(うちトランザクター向け)	17			0			0			0			17																	
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%		70%		75%		その他	合計						
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	12		0		0		0		5		0		0		0		0		0		0		151	0	170					
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他	合計								
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	0		0		0		0		0		97		0		0		0		0		117		0	214						
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計											
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	0			0			0			0			0			0			0											
	60%						その他						合計																	
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	0						0						0						0											
	100%						150%						その他						合計											
不動産関連向け うちADC向け	0						0						0						0											
	50%						100%						150%						その他						合計					
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0						0						223						0						223					
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0						4						0						0						4					
	0%			10%			20%			100%			その他			合計														
現金	1,293			0			0			0			0			1,293														
取立未済手形	0			0			37			0			0			37														
信用保証協会等による保証付	0			26,317			0			0			3			26,321														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	0			0			0			0			0			0														
共済約款貸付	0			0			0			0			0			0														

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト0%	0	17,449	17,449
	リスク・ウェイト2%	0	0	0
	リスク・ウェイト4%	0	0	0
	リスク・ウェイト10%	0	25,859	25,859
	リスク・ウェイト20%	0	207,553	207,553
	リスク・ウェイト35%	0	108	108
	リスク・ウェイト50%	0	1,029	1,029
	リスク・ウェイト75%	0	628	628
	リスク・ウェイト100%	0	7,651	7,651
	リスク・ウェイト150%	0	1	1
	リスク・ウェイト250%	0	10,522	10,522
	その他	0	0	0
リスク・ウェイト1250%		0	0	0
計		0	270,832	270,832

注1：信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2：「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3：経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4：1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額 の合計額（CCF・信用リスク削 減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	247,229	0	0%	246,919
40%～70%	2,203	172	10%	2,216
75%	220	122	10%	231
80%	0	0	0%	0
85%	0	0	0%	0
90%～100%	4	0	0%	4
105%～130%	0	0	0%	0
150%	343	1	10%	340
250%	1,536	0	0%	1,536
400%	0	0	0%	0
1250%	0	0	0%	0
その他	0	16	10%	1
合計	251,538	312	10%	251,251

注：最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA－又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB－又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区分	令和5年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0
地方三公社向け	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	0
法人等向け	0	0
中小企業等向け及び個人向け	4,037	295,508
抵当権付住宅ローン	0	6,067
不動産取得等事業向け	0	0
三月以上延滞等	0	0
証券化	0	0
中央精算機関関連	0	0
上記以外	0	0
合計	4,037	301,575

注1：「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2：「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3：「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4：「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：千円)

	令和6年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	0	0
我が国の政府関係機関向け	0	0
地方三公社向け	0	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	0	0
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	309,861
自己居住用不動産等向け	0	12,647
賃貸用不動産向け	0	0
事業用不動産関連向け	0	0
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0
証券化	0	0
中央清算機関関連	0	0
上記以外	0	0
合計	0	322,509

注1：「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2：「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3：「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4：「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5：「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

Ｊ A尾道市では、該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

Ｊ A尾道市では、該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

Ｊ A尾道市では、該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

Ｊ A尾道市では、該当する取引はありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動、システムの不備、または外生的な事象により生ずるリスクのことです。

(1) B Iの算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）、及びF C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S C及びF Cの額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

(2) I L Mの算出方法

I L M（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

(3) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	11,870	11,870	11,870	11,870
合計	11,870	11,870	11,870	11,870

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	0	0	0	0	0

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
売却益	売却損	売却益	売却損
0	0	0	0

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

J A尾道市では、該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

J A尾道市では、該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスク算出手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

① リスク管理の方針及び手続の概要

- ・ リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・ リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でＩＲＲＢＢを計測しています。

- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

② 金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
変動はありません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

③ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・ 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

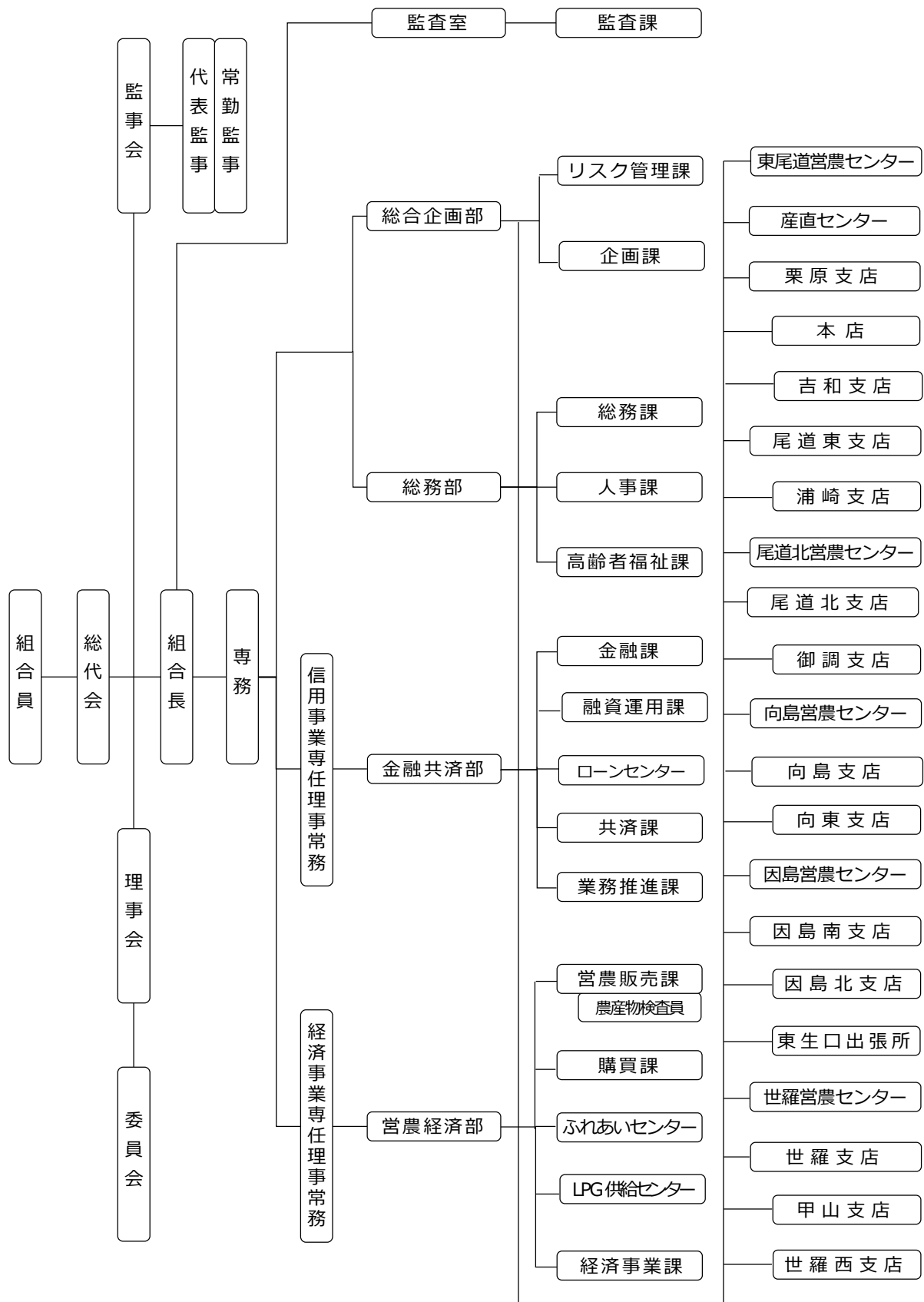
(単位：百万円)

I R R B B : 金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	653	578	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	61	221
3	スティーブ化	1,402	1,245		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	342	525		
7	最大値	1,402	1,245		
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	15,245		15,366	

VI. JA尾道市の概要

1. 機構図

(令和7年4月1日現在)



2. 地区一覧

尾道市（瀬戸田町を除く）及び世羅町

3. 役員一覧

(令和7年7月1日現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	村上 俊二	理事	藤田 純理
代表理事専務	眞田 達也	理事	田中 稔丞
信用事業専任理事常務	住谷 克彦	理事	岡野 龍広
経済事業専任理事常務	村上 克文	理事	黒木 啓之
理事	大崎 多久司	理事	竹本 幸人
理事	岡本 千年美	代表監事	榎原 清隆
理事	高橋 昭彦	常勤監事	杉原 秀文
理事	迫 勝善	監事	丸山 修司
理事	大本 展祥	監事	端崎 一弘
理事	櫻木 美喜	監事	富保 誠司
理事	大坂 昌治		

4. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和7年6月現在）

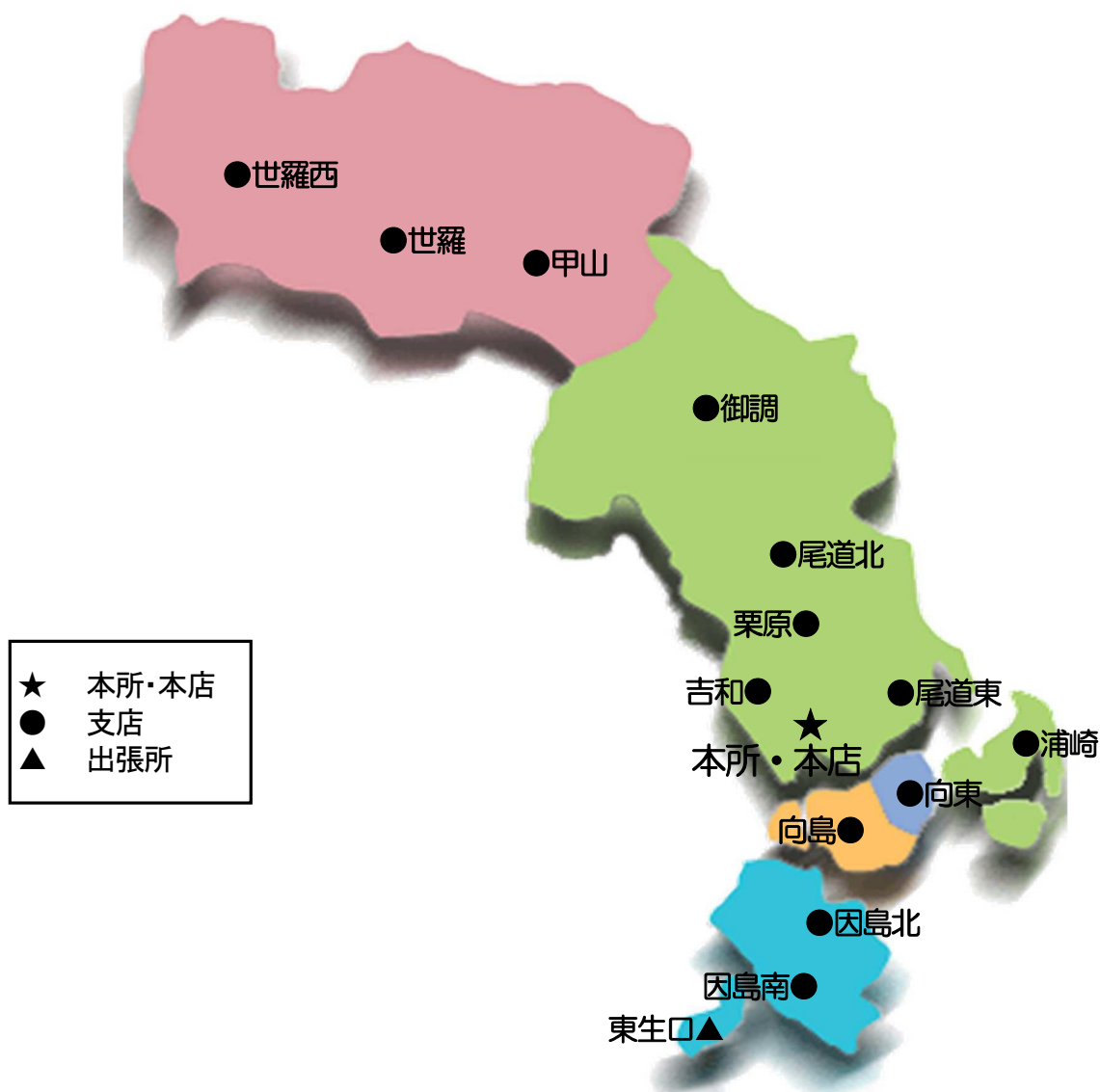
所在地 東京都港区芝 5-29-11

5. 組合員数

(単位：人)

	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員数	15,927	15,636	▲291
個人	15,819	15,523	▲296
法人	108	113	5
准組合員数	12,725	13,217	492
個人	12,685	13,178	493
法人	40	39	▲1
合計	28,652	28,853	201

(令和7年3月31日現在)



6. 組合員組織の状況

(1) 協力組織

(単位：人)

組織名	構成員数
J A尾道市女性部	762
J A尾道市青年部	47
J A尾道市助け合い組織「ひだまり」会	25
J A尾道市ホットプラザ「笑顔」	15
農業青色申告会	103
尾道市集落法人部会	43
農産物直売所出荷協議会	945

(令和7年3月31日現在)

(2) 生産販売組織

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
J A尾道市水稻部会	63	白ねぎ部会	11
世羅御調大豆生産部会	15	スイカ部会 (因島)	20
因島柑橘部会	372	トマト部会 (向島)	20
因島ママレード部会	76	トマト部会 (因島)	4
J A尾道市柑橘部会	196	トマト部会 (尾道)	2
ぶどう部会	51	ナス部会 (世羅)	3
世羅ぶどう部会	16	南瓜部会 (因島)	8
桃部会	46	キャベツ部会 (世羅)	12
いちじく部会	240	キャベツ部会 (因島)	10
世羅なし部会	2	キャベツ部会 (尾道)	17
梨部会 (尾道)	4	J A尾道市御調野菜部会	10
柿部会	12	アスパラガス部会	42
向島キウイフルーツ部会	25	ピーマン部会	9
わけぎ部会	74	尾道和牛改良組合	21
イチゴ部会	6	花き部会 (世羅)	1
キヌサヤエンドウ部会	31	環境農業研究会 (御調)	5

7. 特定信用事業代理業者の状況

J A尾道市では、該当がありません。

8. 店舗一覧

(令和7年6月1日現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM 台数	稼働時間 (終了時間)			
				平日	土曜	日曜	祝日
本所 (J Aビル尾道)	尾道市新浜1丁目10-31						
監査室		0848-23-3334					
総合企画部		0848-23-3331					
総務部		0848-23-3322					
金融共済部		0848-23-3323					
		0848-23-3301					
ローンセンター		0848-36-5444					
東尾道経済事業本部	尾道市東尾道13-1						
営農経済部		0848-20-2811					
		0848-20-2812					
ふれあいセンター	尾道市東尾道13-1	0120-56-0948					
やすらぎ会館東尾道	尾道市東尾道13-1	0848-46-1150					
やすらぎ会館みつぎ	尾道市御厨町大田800	0848-77-0848					
L P G供給センター	尾道市栗原町21268-14	0848-23-5522					
東尾道営農センター	尾道市東尾道13-1	0848-56-1231					
産直センター	尾道市東尾道13-1	0848-20-2811					
ええじゃん尾道 尾道店	尾道市東尾道13-1	0848-55-9048					
ええじゃん尾道 向島店	尾道市向島町5863-1	0848-20-6008					
本店	尾道市新浜1丁目10-31	0848-23-3323	1台	19:00	17:00	17:00	17:00
栗原支店	尾道市西則末町10-20	0848-23-5306	1台	19:00	17:00	17:00	17:00
吉和支店	尾道市神田町2-32	0848-23-5032	1台	19:00	17:00	17:00	17:00
尾道東支店	尾道市高須町986-1	0848-46-0811	1台	19:00	17:00	17:00	17:00
浦崎支店	尾道市浦崎町2280	0848-73-3311	1台	19:00	17:00	-	-
百島事業所	尾道市百島町183-2	0848-73-3015					
尾道北営農センター	尾道市美ノ郷町三成1131-1	0848-29-9611					
尾道北支店	尾道市美ノ郷町三成1131-1	0848-48-0911	2台	19:00	17:00	17:00	17:00
御調支店	尾道市御厨町市130	0848-76-1234	1台	20:00	20:00	17:00	17:00
ヘルパーステーションなごみ	尾道市西藤町1606-1	0848-56-0501					
なごみ居宅介護支援事業所	尾道市西藤町1606-1	0848-56-0522					
デイサービスセンター百島	尾道市百島町1518-2	0848-70-0290					

店舗名	住所	電話番号	ATM 台数	稼働時間 (終了時間)			
				平日	土曜	日曜	祝日
向島営農センター	尾道市向島町 5863-1	0848-44-2106					
岩子島事業所	尾道市向島町岩子島 263	0848-41-2111					
向東支店	尾道市向東町 8922-2	0848-44-0715	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
向島支店	尾道市向島町 5866-3	0848-44-2103	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
因島営農センター	尾道市因島中庄町 2063	0845-25-6161					
はっさくゼリーセンター	尾道市因島中庄町 2063	0120-839-041					
因島北支店	尾道市因島中庄町 690-1	0845-24-1224	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
因島南支店	尾道市因島田熊町 2517-1	0845-22-2530	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
東生口出張所	尾道市因島原町 1643-3-4	0845-28-0211					
世羅営農センター	世羅郡世羅町大字本郷 685-1	0847-25-5029					
甲山支店	世羅郡世羅町大字東上原 201-1	0847-22-0745	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
世羅支店	世羅郡世羅町大字本郷 678-1	0847-22-0731	(支店内) 1台	17:00	-	-	-
			1台	19:00	19:00	17:00	17:00
世羅西支店	世羅郡世羅町大字小国 4261-2	0847-37-2121	1台	19:00	19:00	17:00	17:00

金融店舗以外の ATM 設置場所

店舗名	ATM 台数	稼働時間 (終了時間)			
		平日	土曜	日曜	祝日
ええじゃん尾道 尾道店	1台	18:00	18:00	18:00	18:00
J A 尾道総合病院内	1台	18:00	17:00	-	-
旧西藤出張所	1台	19:00	17:00	-	-
道の駅 クロスロードみつぎ	1台	20:00	20:00	17:00	17:00
向島モール内	1台	21:00	19:00	19:00	19:00
重井事業所	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
旧三庄出張所	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
世羅中央病院	1台	18:00	18:00	-	-
旧甲山事務所	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
旧東事務所	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
旧大見事務所	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
旧西大田事務所	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
旧津名事務所	1台	19:00	19:00	17:00	17:00
旧吉川事務所	1台	19:00	19:00	17:00	17:00

<組合単体開示項目 農業協同組合法施行規則第 204 条関係>

開示項目	ページ	開示項目	ページ
● 概況及び組織に関する事項			
○業務の運営の組織	85	・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	52
○理事及び監事の氏名及び役職名	86	・主要な農業関係の貸出実績	53
○会計監査人の氏名又は名称	86	・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	52
○事務所の名称及び所在地	89～90	・貯蓄率の期末値及び期中平均値	63
○特定信用事業代理業者に関する事項	89	◇有価証券に関する指標	
● 主要な業務の内容		・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	57
○主要な業務の内容	17～21	・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	57
● 主要な業務に関する事項		・有価証券の種類別の平均残高	57
○直近の事業年度における事業の概況	6	・貯蓄率の期末値及び期中平均値	63
○直近の 5 事業年度における主要な業務の状況		● 業務の運営に関する事項	
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	48	○リスク管理の体制	10～13
・経常利益又は経常損失	48	○法令遵守の体制	14
・当期剰余金又は当期損失金	48	○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	8～9
・出資金及び出資口数	48	○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15
・純資産額	48	● 組合の直近の 2 事業年度における財産の状況	
・総資産額	48	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	22～23, 44
・貯金等残高	48	○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・貸出金残高	48	・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	54
・有価証券残高	48	・危険債権	54
・単体自己資本比率	48	・三月以上延滞債権	54
・剰余金の配当の金額	48	・貸出条件緩和債権	54
・職員数	48	・正常債権	54
○直近の 2 事業年度における事業の状況		○元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	54
◇主要な業務の状況を示す指標		○自己資本の充実の状況	16, 64～69
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託の解約損益を除く。）	48	○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	48	・有価証券	57～59
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	49	・金銭の信託	59
・受取利息及び支払利息の増減	49	・デリバティブ取引	59
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	63	・金融等デリバティブ取引	59
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	63	・有価証券関連店頭デリバティブ取引	59
◇貯金に関する指標		○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	56
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	50	○貸出金償却の額	56
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	50	○法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	47
◇貸出金等に関する指標			
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	51		
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	51		
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	51～52		

<自己資本の充実の状況に関する開示項目>

開示項目	ページ
● 単体における事業年度の開示事項	
○自己資本の構成に関する事項	64～65
○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	16
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	16
・信用リスクに関する事項	10～11, 70
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	78
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	80
・証券化エクスポージャーに関する事項	80
・CVA リスクに関する事項	80
・マーケット・リスクに関する事項	80
・オペレーショナル・リスクに関する事項	11, 80
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	81
・金利リスクに関する事項	83～84
○定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	66～69
・信用リスクに関する事項	71～77
・信用リスク削減手法に関する事項	79
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	80
・証券化エクスポージャーに関する事項	80
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	81
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	79
・金利リスクに関する事項	84